

令和5年第1回睦沢町議会定例会会議録

令和5年3月3日（金）午前9時開会

出席議員（13名）

1番	米倉英希	2番	島貫孝
3番	小川清隆	4番	酒井康雄
5番	丸山克雄	6番	久我眞澄
7番	久我政史	8番	麻生安夫
9番	今関澄男	11番	中村勇
12番	市原重光	13番	伊原邦雄
14番	田邊明佳		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	白井住三子	企画財政課長	鈴木政信
税務住民課長	秋葉秀俊	福祉課長	石井威夫
健康保険課長	小高俊一	健康保険課主幹	吉野栄子
産業建設課長	大塚晃司	会計管理者	中村優
総務課主査兼 庶務秘書班長	森川綾子	企画財政課主査補	内山裕介
睦沢町農業委員会 事務局局長	麻生喜久夫	教育長	鵜澤智
教育課長	宮崎則彰	教育課主幹 (指導主事)	藤田英和
選挙管理委員会 書記	白井住三子		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 秦 悦子 書 記 伊 藤 晃
書 記 岡 本 里 奈

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 5 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 5 議案第 4 号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第 6 発議案第 1 号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 1 1 号 睦沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 1 3 号 令和 4 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 1 0 議案第 1 4 号 令和 4 年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 1 議案第 1 5 号 令和 4 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 1 6 号 令和 4 年度睦沢町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 3 議案第 1 7 号 令和 4 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案説明、質疑・討論・採決)
- 日程第 1 4 議案第 1 8 号 令和 5 年度睦沢町一般会計予算
- 日程第 1 5 議案第 1 9 号 令和 5 年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 1 6 議案第 2 0 号 令和 5 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 1 7 議案第 2 1 号 令和 5 年度睦沢町介護保険特別会計予算
- 日程第 1 8 議案第 2 2 号 令和 5 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算
(議案第 1 8 号から議案第 2 2 号まで一括議題、提案説明まで)
- 日程第 1 9 休会の件

◎開会の宣告

○議長（田邊明佳君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第1回睦沢町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎表彰状の伝達

○議長（田邊明佳君） ここで皆様にご報告をいたします。

去る2月22日に、令和4年度第3回千葉県町村議会議長会定例会が開催され、その席上におきまして、全国町村議会議長会自治功労者表彰の伝達式が行われました。

本町の今関澄男議員が議会議員15年以上在職されたことにより受賞され、ここにお預かりしております。

受賞されました今関澄男議員におかれましては、誠におめでとうございます。

ただいまから、この場をお借りいたしまして、表彰状及び記念品の伝達を行いたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

今関議員、演壇の前をお願いいたします。

（表彰状の伝達）

○議長（田邊明佳君） それでは、今関議員からご挨拶をいただきます。

○9番（今関澄男君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から、15年在職、それから自治功労賞ですか、拝受いたしました。

これもひとえに、地域の皆さん、そして関係者の皆さん、執行部の皆さんはもちろんのこと、議員各位のご指導、ご鞭撻のたまものと深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

今後とも日々研さんに努め、地域振興のために努力する所存でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（田邊明佳君） 以上で表彰の伝達を終わります。ご協力ありがとうございました。

◎開議の宣告

○議長（田邊明佳君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（田邊明佳君） 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、令和4年10月分から12月分の報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（田邊明佳君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る2月16日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。

内容について、丸山克雄委員長から報告があります。

丸山克雄委員長。

○議会運営委員長（丸山克雄君） 議会運営委員会からのご報告をいたします。

去る2月16日、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、令和5年第1回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、4名の議員から一般質問の通告がされております。議案等については、新年度予算、補正予算のほかに、新規条例の制定、条例の一部改正、人事案件などの議案22件、諮問1件、発議案2件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

まず、本日の予定であります。日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。この会期でございますが、協議の結果、本日から10日までの8日間といたしました。

日程第3では、一般質問を行います。

日程第4から日程第13まで審議していただく案件ですが、日程第4及び日程第5の条例改正は関連がございますので、2議案を一括議題といたし、日程第6では発議案を、日程第7及び日程第8では条例の一部改正を、日程第9から日程第13では令和4年度各会計の補正予算についての審議をお願いいたします。

そして、日程第14から日程第18では、令和5年度の一般会計予算外4特別会計を一括議題として、提案理由説明までを予定いたしました。

本日の予定は以上であります。

4日、5日は休日のため休会といたします。

次に、6日の予定についてご説明いたします。

日程第1といたしまして、厚生文教常任委員会の調査結果報告を行います。

日程第2から日程第6といたしまして、令和5年度の各会計予算に関する総括質疑を行います。その後、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、令和5年度の各会計予算に関わる審査を委員会に付託することにいたします。

続いて、日程第7から日程第14までは一括議題とし、条例の制定、一部改正など8件の提案理由説明までを予定いたしました。

以上が6日の予定であります。

7日から9日までの3日間は、予算審査特別委員会の開催のため休会といたします。

次に、最終日、10日の予定について申し上げます。

日程第1から日程第5といたしまして、令和5年度の各会計予算の審査に関する委員長報告、討論、採決を行います。

その後、日程第6から日程第13までの議案第1号から議案第3号、議案第7号から議案第10号及び議案第12号についての質疑、討論、採決を行います。

続いて日程第14では、人事案件について同意を求めるものですが、質疑と討論を省略し、直ちに採決するようお願いいたします。

最後に、日程第15といたしまして、発議案第2号の審議をお願いいたします。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

以上、今期定例会の日程について申し上げます。

長時間となりますが、円滑な定例会が運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（田邊明佳君） ここで町長からご挨拶と行政報告があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 皆さんおはようございます。

令和5年第1回睦沢町議会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月の声を聞き、草木が芽吹く季節を迎えましたが、三寒四温により日々の寒暖の差が大きく、体調管理に苦慮する毎日が続いております。

議員各位におかれましては、日頃より町政の運営に格別のご理解を賜り、住民福祉の向上に向けてのご指導、ご協力に心から感謝を申し上げます。

昨今、テレビ、新聞等で報道されておりますが、2月6日にトルコ南部のシリアとの国境付近で大規模な地震が発生し、甚大な災害をもたらしました。被災者の方々に心からお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられました方々に対しまして深く哀悼の意を表します。被災地の一刻も早い復興を切に願うところでございます。

こうした避けることの出来ない自然災害に対しまして、少しでも被害を少なく出来るよう、引き続き防災意識の向上対策に取り組んで参ります。

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種は継続されておりますが、5月8日から感染症法上の位置付けが2類から5類に引き下げられることを受け、3月13日から、これまで屋内では原則着用とされていたマスクの着用が個人の判断に委ねられることとなります。基本的な感染対策は継続されますが、段階的に各種制限が緩和されることで、仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復につながるものと期待するところでございます。

こうした流れの中で、本年、町が町制をしいて40周年の節目の年を迎えるということは、誠に喜ばしいことであります。さきの実行委員会において、本年10月9日に記念式典を、そして11月3日に例年実施しております農林商工まつりと併せて、みこしの渡御等を行うふるさとまつりを実施することが決定いたしました。また、3月号の広報において、40周年記念のロゴマークも公表させていただきました。

今後、各種事業や取組を通して、40周年を盛り上げて参りたいと思いますので、議員各位におかれましてもご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会では、令和5年度一般会計予算ほか特別会計予算、条例の新規制定及び一部改正、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算及び人事案件であります。

慎重なるご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、産業建設課所管の行政報告をさせていただきます。

現在、上之郷に建設中の農業共済組合わかしお支所及び東部家畜診療所夷隅出張所の事務所移転について、進捗状況を報告いたします。

当初の計画では令和4年度中の開所予定でありましたが、コロナ禍や社会情勢の深刻化な

どを背景に、資材不足や工事費の高騰などが影響し、工期延長を行い、対応している状況だ
そうであります。今後の予定としては、今年の6月末までに工事が竣工し、7月中の開所を
目指し、進められているとお聞きしているところでございます。

本事務所が本町に移転されることで、地域の活性化、雇用の創出、農業振興等に寄与され
るものと、私としても期待をしているところであります。

以上、私からの挨拶と行政報告を申し上げます。本日からの定例会、よろしくお願いを
申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告
いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田邊明佳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。12番、市原
重光議員、13番、伊原邦雄議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（田邊明佳君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日から10日までの8日間にしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から10日までの8日間に決定いたしました。

◎一般質問

○議長（田邊明佳君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告されております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理
され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外の質問には答弁されませ

るので、ご了承ください。

なお、念のために申し上げますが、発言については1回目を一括質問、一括答弁とし、再質問2回目以降は、大項目ごとの一問一答で行います。

また、質問回数については、一括質問、一括答弁の後の一問一答について、質問内容ごとに2回までとします。

また、質問並びに答弁ですが、1回目の発言は議員、執行部ともに登壇して行うこととし、2回目以降については、議員、執行部ともに自席にて行ってください。

発言時間は従来どおり60分です。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

◇ 酒 井 康 雄 君

○議長（田邊明佳君） 最初に、4番、酒井康雄議員の発言を許します。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 4番、酒井康雄です。

初めに、睦沢町の課題解決に向けた取組について、自助・共助・公助の視点を基にどのようにすべきか、二つの事例を基に質問いたします。

長いコロナ禍は、人々の生活や経済活動に大きな影響を与え、さらに心の健康にも影を落としています。それを顕著に示しているのが自殺者の増加です。

2月6日の新聞記事に、東北のある地域で地域を挙げた取組で自殺者を大幅に減らすことに成功したと報告がありました。住民が安全・安心な暮らしを送るために、行政や専門家と地域住民がネットワークを築くことにより、多くを学び理解を深め、周囲に悩みのある人がいれば声をかけ話を聞くなどの取組を広げ、一定の成果を見たということです。このように、自治体と地域が一体となって課題解決をした一例を申し上げました。

また、別な例として、森林環境整備を地権者とともに推し進めている地域組織の例であります。

太古の昔から私たち日本人は、森林と密接に関わりながら生活をしてきました。森林から得られる食料や樹皮、竹材、落ち枝などは暮らしの中で利用してきました。さらに、森林から得られる材木を加工し、様々な用途に利用してきました。

日本は、森林に恵まれた環境の中で森の文化を育むとともに、木を積極的に使いながら木の文化を育てて来ました。戦後、森林資源は将来の木材供給能力を高めるため、成長が早く

経済的価値も見込めた針葉樹林の植栽を積極的に進めました。しかし、広葉樹の需要が伸び、里山は荒廃してきました。環境や景観を悪くし、地権者の離散とともに、森林の管理が出来なくなってきました。この地域も、荒廃する森林はほとんど管理整備することも出来ず、野放し状態です。

そこで、ある近隣地域では、地権者の困り事を地域の課題と捉え、地域住民の力や行政の後押しで、組織を編成し、民間事業者の協力、自治体の指導や補助金を活用して、森林環境整備を推進しているところでもあります。

そこでご質問します。1、睦沢町の課題解決について、住民が安全・安心な暮らしを送るために、災害や犯罪から身を守るため、睦沢町でも今以上に自助・共助・公助の一連の考え方を共通理解し、抱える課題を、強い連帯意識を持って、一歩も二歩も踏み出して解決していかなければならないのではないのでしょうか。

次に、睦沢町の交通安全対策についてお伺いします。

日本の交通事故による死者のおよそ半数が身近な道路で発生しています。そのため、生活道路における交通安全対策が常に課題となっています。

国は令和3年3月29日、政府決定の第11次交通安全基本計画の中で、交通事故のない社会を目指して、人優先の交通安全思想を基本とし、高齢化が進展しても安全に移動出来る社会の構築を基本理念として掲げ、生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備を推進しているところです。

千葉県でも、今年度2月21日時点で、交通事故件数1,830件、死亡者数22人、負傷者数2,164人、そのうち高齢者、亡くなられた方は11人、うち歩行者が7名、自転車事故が2名の方が亡くなっています。

睦沢町では、ここ四半世紀の間、私の記憶では、買物帰りの途中、車に生徒がはねられた事故、交通安全の横断幕を掲げた直後の自動車転落事故、最近では、昨年、車が店舗に突っ込む事故がありました。その時刻付近を登校する児童・生徒がいたところでした。幸い大事故にはなりませんでしたが、一歩間違えれば悲惨な交通事故を引き起こしていました。

睦沢町の現状は、私なりに見ますと、制限速度30キロの道路を50キロ、60キロで走る車を見かけます。大変危険です。子を持つ親として、子どもたちを外で遊ばすことにちゅうちょします。また、高齢者の歩行、車椅子、ベビーカーが通るには、穴だらけのがたがたな道路もあり、壊れて危険な道路側溝、消えかかった道路標識、歩行するところが斜めになる勾配のある歩道、縁石の段差、バリアフリーとは言い難い、つまずきやすい、それゆえに歩くこ

とを控えてしまう。生活道路を歩いていると、そういう場面が目につきます。

少子高齢化社会の真ただ中で、安心して快適で魅力ある睦沢町をつくるため、身近な生活道路を、歩行者や自転車などの簡易な手段で安全かつ自由に移動出来、かつ交通事故がなく、お年寄りから子どもまで元気に生き生きと活動出来る、人優先の歩行空間として再構築していくことを、行政と町民が一丸となって真剣に取り組んでいかなければならないと考えます。

そこでお尋ねします。

1、睦沢町交通安全対策協議会開催に当たり、どのような議案に対し、意見交換が図られましたか。四季に行われる全国交通安全運動ではどのような活動をしましたか。

2、ゼブラ・ストップ活動と、横断歩道における歩行者の優先義務を運転者に徹底し、横断する歩行者の保護等を強化することを目的に実施している活動です。運転者は、横断歩道を横断している、またはしようとしている歩行者がいる場合、横断歩道の直前で一時停止をして、歩行者の通行を妨げない、交通ルールを守る運動を通して、また、どのような広報活動を行い、運転マナーや安全運転へのルールの実践、事故発生件数、死亡事故数の減少に成果が見られたか。

3、県道及び町道の危険箇所の調査を行い、交通安全対策を計画し、町民の理解を求め、交通安全に適応した道路や標識、標示の改善を図ってきましたか。道路交通法の改正が毎年行われ、携帯電話の使用が、普通免許の方で反則金6,000円が1万8,000円、違反点数が3点、事故の場合は、反則金ではなく、罰金刑、罰金違反点数6点と変わってきました。特に横断歩道での歩行者優先、一時停止、携帯電話使用、速度超過など後を絶ちません。その対策はどのように考えていますか。

以上、お考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、酒井康雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の睦沢町の課題解決についてお答えいたします。

現代社会は、核家族化に加え、コロナ禍におけるコミュニティ活動の停滞などの要因により地域社会のつながりが薄くなり、個人が不安や悩みを抱えたまま孤立してしまいがちな状況であることが容易に推測されるところでございます。

そういったときに、まずは、誰かに話が出来る、つながっている人がいる、あるいは気にかけてくれている人がいることが重要であり、そこから安心・安全なネットワークの広がりにより連携し、知恵を出し合い、必要に応じて行政の支援を受け、性別、年代を問わず、課

題解決に至ることが望ましい形であると思っております。

この一連の流れについて、本町においては、具体的な関わりをイメージしてみますと、私は第一に民生委員の方々の存在が大きいと捉えております。

民生委員の皆様は、子育てや介護の悩みを抱える方、障害のある方や高齢者などの支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役として、使命感を持って、日々活動されております。町行政においても、日頃民生委員の皆様からの情報により、地域住民の不安や課題を把握し、防犯活動や警察など関係機関と連携し、課題解決に向け取り組む事例が多々あります。このほか、区長さんを通して、各地区の情報提供や、各種要望等をいただくこともございます。

一方、地域の課題について、何とかしたいが一人では解決に至らないケースも、先程の森林のお話だと思いますが、積極的にボランティア団体や同業者などのネットワークを通して仲間を募り、解決に向け具体的に行動に移す事例も見られております。

近年、町は、住民の安心・安全の確保のため、災害や防犯、虐待など、多方面からの課題等に関して、民間企業のノウハウを生かし、相互協力を行う協定を各種企業等と積極的に締結しており、これも新たな共助につながるものと考えております。

隣人同士のつながりが希薄になって来ているとはいえ、私は、小さな町だからこそ、気配り、目配りを通して、課題解決に取り組めることがあると信じております。町民の皆様が各種課題に対して、まずは情報を集めるなどして、自ら考え、いわゆる自助でございます。そして関係する人とつながり行動を起こす、共助でございます。その上で、公助として、必要に応じて行政とつながれるよう、各種ボランティア活動や、行政サービスなどの周知及び情報提供に努め、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりに努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

そして次に、2点目の交通安全対策についてお答えをいたします。

初めに、睦沢町交通安全対策協議会の内容に関してですが、町は、交通事故防止を図ることを目的とし、睦沢町交通安全対策協議会があります。主な活動といたしましては、交通規則や道徳の普及啓発として、こども園、小・中学校における交通安全教室の実施、また、全国交通安全運動期間やアクション10における路上の啓発活動、そして交通安全施設の点検を兼ねたカーブミラー清掃などを定期的に行っているところでございます。

組織の構成としましては、一宮交通安全協会に属する役員及び指導員、交通安全管理者、教育関係者、副町長を始めとした役場幹部職員、駐在所、警察官など30名で構成をしており

ます。

協議会としては、毎年理事会を経て総会を行い、事業報告や予算関係及び事業計画の承認をいただいておりますが、その会議において、通学路を始め、町内の交通課題の共有など、各組織の連携の場となっております。しかしながら、令和2年度から今年度までは、コロナ禍において書面決議となっておりますことから、残念ながら十分な意見の収集や情報交換に至っていないのが現状でございます。新型コロナウイルスに対する扱いも、先程の挨拶で言ったとおり、5月から5類に引き下げられることが示されましたので、令和5年度においては有意義な会議の場になるよう準備を進めて参りたいと思っております。

次に、交通ルールを守る運動としての広報活動と、またその成果についてですが、町では、先程の睦沢町交通安全対策協議会の活動と並行して、防災無線や広報での取組事業の掲載などを行っております。

本町における平成28年から令和3年の人身事故発生件数の平均は12件で、死亡事故の平均は0.5件であります。長生郡市内で比較しますと、本町は1番少ない状況であります。令和4年は、令和2年3月のコロナ感染対策により不要な外出を控えていた頃と比べ、事故発生件数が増加傾向にありますので、引き続き広報活動等に努めて参りたいと思っております。

続いて、交通安全に適応した道路や標識、標示の改善を図って来たかについてですが、町では、安全・安心な道路環境の向上を図るため、地域からの要望や日常のパトロールで全体を把握した中で、歩行者及び車両の交通量や地域のバランスを考慮して、緊急を要するものは速やかに、予算を要するものについては次年度以降の予算要求に盛り込むなど、計画的な対策を実施しているところでございます。

また、通学路の安全対策を横断的かつ円滑に推進するため、睦沢町通学路交通安全プログラムに基づき、こども園や小・中学校、PTA、警察、道路管理者などと合同による点検を行い、情報の共有を図り、実情に応じた検討や対策を講じ、危険箇所の解消に努めているところでございます。

なお、令和3年6月に八街で発生した小学生の死傷事故を受けて実施した小学校通学路の緊急点検において、対策の必要な箇所は12箇所と位置付けられておりましたが、路面標示や、外側線の引き直し、警戒標識の設置などの改善に努めて、現在では9箇所が完了しております。残りの未整備箇所については、現場状況により、用地取得が必要など早期に対応が難しい箇所となりますが、引き続き関係機関と連携を図りながら、危険箇所の解消に取り組んで参りたいと考えております。

最後に、運転手の道路交通法の認識不足によるルール違反に対する対策についてですが、道路交通法の改正の周知やルール違反に対する取締りについては警察が実施しています。町としては、危険箇所の情報提供や、青色パトロール車による巡回、警戒標識設置の検討など、今後も継続して取り組んで参ります。

交通安全対策は町だけでなし得るものではなく、警察を始めとした関係機関に加え、地域住民の監視目線も重要であると考えます。引き続き情報の収集及び発信を通して、連携を深めて参りますので、どうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 酒井議員。

○4番（酒井康雄君） ご回答ありがとうございました。

最初に、民生委員さんの働きについて詳細なご説明をいただき、ありがとうございます。

大変ご苦勞をかけているかと思えます。また、今回も、個人情報の件ですとか、守秘義務とか、そういったことが条例法の範疇をよく理解した上で活動されていると聞いております。その辺も徐々に、町長言われるように、各家庭の状況を把握するのは大変難しいことでもあります。

そんな中で、人と人のふだんのつながり、こういったものも大事なことではないかと思えますので、また一層のご努力をお願いしたいというように思えます。

それでは、最初の質問の件について、再度ご質問申し上げます。

自助・共助・公助の一連の働きをうまく見ながら、そして人々が明るく楽しく豊かな生活を送れるようにということで、日々考えておられる町長であると思えます。ひとつ読み替えば、交響楽団の指揮者をなされている、そんな感じで捉えてもよろしいのではないかなと私は思います。

そんな中で、睦沢町では行政関係機関が、数えますと八十数あるわけです。そのトップとして采配を振るうわけですけれども、それぞれの機関の特性を生かし、バランスを考えながら、そしてメリハリをつけながら行って進めていくことが望ましいことではないかと思えます。

そんな中で、今年度、起こってはいけませんけれども、突然、非常変災、災害がこの町にも来る可能性もなきにしもあらず、また明るいところでは、町制40周年記念事業という一大プロジェクトがあるわけですけれども、こういったところの場面を、今回ご質問したように、自助・共助・公助、こういった中で、一連の絡みを持ちながら指揮棒を振っていただければ

幸いかと思います。

そんな中で、初めに申されたように、それぞれの情報を低いところ、高いところ、色々なところから、町長、また副町長もそうですけれども、キャッチして、その行政関係機関を、うまくという言葉は適当ではないかと思いますがけれども、効果的に活用し、めり張りを入れてなされるのがいいかと思います。

そんな中で、動き始めた中で、不協和音が出ないような、そんな組織をつくっていかなくちゃいけないと思います。それには、組織同士の交流も、やはり単独でそれぞれ会議をやる、事業を行うということも必要かと思いますがけれども、それがメインだと思いますけれども、お互い何か共通理解の下になされなければいけない部分も、会議と会議の参加者が同じ場で、情報交換する場も、やはり必要な部分も組織によってはあるのではないかなと思います。

その中でももう少し細かく言うと、組織のリーダーになる人が色々な組織のトップにいらっしゃるのも見ます。ということは非常変災等起こった場合に、各機関のリーダーが兼ねている場合、その優先順位がどこにあるのかは町長が決めるわけですがけれども、兼ねている場合には機能がスムーズにスタート出来ない。副の方、それに関わる事務局の方もいらっしゃるわけですがけれども、トップがいないと決められないこともあるかと思いますが。そういった場面を考えると、一つのリスクをしょっているのではないかなと思います。

そういうことで、町長のほうから任命することもあると思いますがけれども、そういうところの計らいも考えながら、各セクションのリーダーの方を選定する必要もあるのではないかなというふうに考えます。

最初の質問を以上で終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

確かに、民生委員の働きは大変私ども行政としても心強く思っていますし、とても力強くパイプ役として働いていただけると感謝申し上げますところでございます。その共通認識を一緒に持っていただけることは大変ありがたいなと思うところでございます。

そして、40周年を迎える明るい年だからこそ、災害について力を入れたらどうだというお話でございますが、40周年の年、これから予算編成の中で色々説明するわけでございますが、防災訓練を少し拡充した防災フェアとして取り組み、この40周年を機に、防災により意識を高める年度にしようという考え方も持っておりますので、是非ともご協力をいただきたいと思っております。

そして、各団体、色々な委員会に顔を出させていただいておりますが、議員おっしゃるとおり、同じ顔ぶれでやっている会議もあります。

しかしながら、これから精査をしなければいけないですが、その会議会議の性質がしっかりありまして、その性質をくっつけることが出来る会議であれば、そこは統合なり、一つにまとめていくということも検討していかなければいけないなと今思っているところでございます。

やっとなら、今まで書面決議で会議が進められたものが、対面になって、ウイズコロナの中の会議の在り方、そうするとまた、ここでも会議で一緒になったねというような、耳にすることも多くなって来ておると思いますので、そこは、しっかりその会議の在り方、会議の目的等の性質をお互いがカバー出来るのであれば、一つにすることも検討するべきだと私も思いますので、そんな取組みをしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（田邊明佳君） 酒井議員。

○4番（酒井康雄君） お答え、ありがとうございました。今おっしゃられたことが前に進むことを願っておりますので、また注視させていただきたいと思っております。

それでは、大きな二つ目の質問に対する再質問です。

睦沢町PTA連絡協議会というのがございます。

毎年見直されている睦沢町安全マップ、これを作成されて、各機関やPTAに配布され、交通安全または不審者対応の危険箇所等のマップがありますが、それを載せて注意を促しております。

その中で、交通安全に関わる危険箇所の調査を、先程も色々な機関と合同でなされているという回答がありましたが、各学校PTA単位でも単Pでも、それを調査して、その資料を基にPTA連絡協議会の役員たちが、安全協会の方、警察の立会いの下、検討し、要望事項として、県や町に要望し、改善の見直しを行って来ていると聞いております。

その中で、マップを配布、交通安全教室や現地指導に役立てて、児童・生徒が安全で安心して登下校出来るよう図っていると思っております。

そこで、交通安全対策により、交通事故件数、減少や改善が、このことだけではないと思っておりますが、こういうPTAの活動を通して、先程数字を申されておりましたけれども、まだまだ数的には多いかと思っております。ゼロに近づく、0.というのがありましたけれども、それに近い値を是非望みたいところであります。

その減少や改善点、今後、見通しとして、このPTAの連絡協議会の安全マップ作り、私も先日ある事業所のところで見ましたら、平成29年度のマップが白黒で掲載されていました。出来れば、予算もあることですので、最新のものを各事業所にも配布いただければというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） PTA連絡協議会、私もP連の役員も随分やらせていただきましたが、当時のことしか分かりませんので、今の現状について教育委員会のほうで把握しているところをお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 私のほうから、命によりお答えをさせていただきます。

私どもで現在把握している内容のみになってしまいます。お答えにならないかもしれませんが、ご了解いただきたいと思います。

まず、この安全マップについては、平成28年にベースを作成したと伺っております。また最近、令和2年度にこの更新を行ったそうでございます。

こども園や小・中学校及び公共施設にまた配布をしたと伺っております。当時のメモなので、正確な数字ではないかもしれませんが、こども園では85、小学校で280、中学校で130という形で配布をしておるところでございます。

内容につきましては、PTA連絡協議会が中心になって作っていただいたということもありまして、私どもでちょっとその詳細までは把握してございません。

また、更新というお話がございましたが、この更新につきましては、またPTA連絡協議会事務局を小・中学校持っておりますので、そこと連絡を取りながら、更新については今後検討していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 酒井議員。

○4番（酒井康雄君） ありがとうございます。

ほぼ、私が把握しているのと同じようなところではありますけれども、バス通も始まって、それによる危険箇所も変わってきましたし、河川工事も進めておりますので、そういった意味でも昔と環境が変わっています。日々変わっているところで、やはり逐次更新したデータを保護者に配布する、啓蒙する、そういうことを進めていただきたいというように思います。それではもう一点、交通安全に関する質問です。

先程も道路標識の話がありましたが、道路標識に比べ道路標示の劣化が、当然、日々タイ

ヤと当たりますから、劣化が早いと思います。町内の標示の中で、既にほとんど読み取れない表示が見受けられます。

横断歩道や止まれのアスファルトの上の表示の耐用年数、どの辺に想定して更新をされているのか、これは町のほうの部分と、それから県のほうの範疇の部分があると思いますが、その辺お分かりになりましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） ただいま質問のございました交通安全施設であります路面の標示の劣化についてですが、耐用年数についてまず、一般的に5年ということでは言われております。

そして、管理区分についてなんですけれども、道路の路面標示や道路の標識などについて、道路交通法に基づき警察が設置するもの、そして道路法に基づき、県や町などの道路管理者が設置するものに分かれます。

議員のおっしゃられました横断歩道や停止線、そして赤い規制標識などにつきましては警察が、外側線や黄色の警戒標識、案内標識などは道路管理者が行うようになります。

今後も警察や県と連携を図りながら、しっかりと安全対策に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田邊明佳君） これで4番、酒井康雄議員の一般質問を終わります。

◇ 島 貫 孝 君

○議長（田邊明佳君） 次に2番、島貫 孝議員の発言を許します。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） それでは、通告に従って質問いたします。

1、マスクの着用について。令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の位置付けについては、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられる。マスクの着用については原則として個人の判断となるが、町役場職員やこども園の保育士、小・中学校の教員についても原則として個人の判断に委ねるということで間違いはないか。

二つ目、若者定住型分譲地について、川島地先で計画している新たな若者定住型分譲地について、令和6年度当初の分譲開始を目指しているとのことだが、こども園、放課後児童クラブの職員不足が続く中で、若者定住政策により、さらに子どもの数が増えれば、現場職員への負担はますます増加し、退職者の増加や職員確保の問題など、状況は悪化することが容

易に予想されるが、少なくとも職員不足の問題が解決するまでは、この計画は延期すべきだと考えるが、町の考えはどうか。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、島貫 孝議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、1月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更等に関する対応方針が決定され、議員おっしゃるとおり、5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられることとされました。

これに伴い、国の新型コロナウイルス感染症対策本部及び県対策本部また新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止となり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了することとなります。

マスクの着用については、1月27日に決定された対応方針の中で、5月8日を待たずに早期に見直し時期を示すこととされていましたが、2月10日に開催された国の対策本部において考え方の見直しが決定され、行政が一律にルールとして求めるものではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねられることを基本とされました。

この見直しは、円滑な移行を図る観点から、周知準備期間を考慮して3月13日から適用されますが、学校においては4月1日からとされているところでございます。

町職員のマスクの着用については、国の決定を踏まえ、3月13日以降、個人の判断に委ねることを基本としますが、5類感染症に位置付けられる5月8日までの間においては、感染対策上または業務上の理由により、マスクの着用を求めることは容認されることから、職場内での新型コロナウイルス感染症の流行状況や、各実施事業における距離の確保等の状況に応じて、一時的に職員にマスクの着用を求める場合はあると考えているところでございます。

次に、2点目の若者定住型分譲地についてお答えをいたします。

分譲地については、令和6年度当初の分譲開始を予定していますが、あくまで若者定住という考えの下に、私としては現在、町内在住の若い人たちが独立をするときに、町外に転出しなくても睦沢町で暮らせるようにすることが1番の望みと言えます。そして、町に魅力を感じていただいた方は、是非睦沢町に住んでいただきたいと考えています。

本町においては、毎年出生数が減っていく中で、さらにここで若い人たちが転出したら、

睦沢町で生まれる子どもたちはいなくなってしまうかもしれません。私はそのようなことにはしたくない、させたくないと感じています。

議員ご心配の、子どもの数が増えるということについては、子どもの数を減らさないという考えを持っているところでございます。

過去の定住施策では、リバーサイドタウン、パークサイドタウン、スマートウェルネスタウン住宅などがありますが、このときには睦沢町への移住を意識して行ったと言えますが、私が考えている今回の住宅地の分譲については、町から転出しなくても済むような考えの中で、分譲に臨みたいと思います。

確かに、子どもの数を現状維持するとしても、こども園や放課後児童クラブの課題解決にはすぐにはつながらないかもしれませんが、現状の出生数を減らしたくはありませんし、7年後に小学校に上がったら、学年1クラスは時代の流れで致し方ないかもしれませんが、クラスに10人しかいないといったことのないように、今からしっかりと政策を打っていかねばならないと思っております。

そして、6年度に全ての区画を完売するといったようなことは考えておりません。これは、同じような分譲を行ったパークサイドタウンを例に取らせてもらえば、平成27年に分譲を開始しましたが、27年度には3区画、28年度にまた3区画、29年度に4区画、30年度に1区画、令和2年度に最後の1区画が売買となり、完売までに6年がかかっている状態であります。

パークサイドは12区画で6年ですので、川島に建設予定の分譲地、川島グリーンタウンについては25区画を予定しており、完売までにはやはり5年から10年はかかるものと見込んでおります。

よく民間の分譲では、造成後の区画割りをを行った後、全区画を数年に分けて順次分譲するといったことも行われております。今回の区画については、25区画を計画しているわけですが、例えば初年度に10区画、次の年に10区画、3年目に5区画といったように、3か年に分けて販売するというようなことも考えられます。

また、今申し上げたとおり、初年度に10区画販売出来るとは思いませんので、次年度へ、さらには2年後、3年後へ持ち越しすることもあるかと思えます。まだどのように分譲を行っていくかについては決まっていませんが、今言ったような分譲の方法も考えられると思えますので、その辺については検討させていただきたいと思っております。

計画を延期すべきだと議員のお考えですが、私としては冒頭に申し上げたとおり、若者定住という考えの下に、現在、町内在住の若い人たちが町外に転出しなくても睦沢町で暮らせ

るようにすることが1番の望みであります。そして、毎年減少している出生数をこれ以上減らしたくないという思いがありますので、令和6年度の方譲開始に向けて、令和5年度に造成工事を実施したいと思っております。

なお、本分譲地建設については若者定住促進基金からの充当であり、これは目的基金としての目的であります若者向けの分譲地建設を行うものであります。かつ、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる四つの政策分野のうち、暮らし、町民の豊かな暮らしを支える基盤づくりにおける個別施策でも、若者、子育て世代の受皿の確保を図るものとしております。

また、政策分野の子育て、教育では、議員が言われる子育ての環境の充実や、待機児童数ゼロ、また、私が先程申し上げたように出生数の増も掲げておりますが、ご存じのように、総合戦略については四つの政策分野をバランスよく実施することが目標達成には欠かせないので、この政策分野を実施することで、ほかの政策分野の目標達成に支障を来すからこの政策分野を実施しないということではなく、達成が難しいものは難しいなりに努力をするということで、お互いの政策がバランスよく推進出来るようなことに、十分にご理解をいただきたいと思っております。

私が考える若者定住という方向性についてご理解をいただくとともに、是非ともご協力をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 島貫議員。

○2番（島貫 孝君） それでは、マスクについてから2回目の質問に移らせていただきます。

私自身、マスクを外していく方向に賛成ですし、持病のある方などではマスクの着用を続ける方もいらっしゃると思います。どちらの意見も尊重されるべきだと思いますので、いわゆるマスク警察、いや、逆マスク警察みたいな言葉があると思うんですけども、例えば窓口で、何でマスクしていないんだとか、逆に何でつけているんだというクレームではないですが、そういう意見があったときに、町職員や学校の先生も含めてですけども、守られるべきだと思うので、その辺をひとつよろしく願います。

もう一点、少しマスクから話がそれてしまうんですが、例えばそういうアクリル板や手指の消毒なんかは続けるのでしょうか。その辺、今分かっていることがあれば教えてください。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

庁舎の中あるいは出先、公民館等において、今回はマスクの件が3月13日からということで示されておりますので、5月8日の5類のほうに変わるまでの間については、これまでと同様に、こういったパーティション等も、あるいは消毒、換気、三つの密のところの注意も含めて、そこは継続して参る予定でございます。

○議長（田邊明佳君） 島貫議員。

○2番（島貫 孝君） 8日以降は段階的に外していくという形であってもいいかなという意見も多分出ると思うんですけども、その辺は状況を見てという判断で間違いないでしょうかね。

それでは、若者定住住宅のほうに移らせていただきます。

町長がおっしゃるように、町内での引っ越しを目的と世帯の独立、町外への転出を防ぐという趣旨、今初めて聞いたような気がするんですが、外から引っ越しして来る方と、例えば、中で、町内での移動、応募があった場合はそちらを優先するというのでしょうか。

もう一点、私自身、少子化対策、若者定住対策に対して反対しているわけではありませんし、私自身、瑞沢地区、大上団地で育てております。現在、リバーサイドタウンで子育てをしていますし、近所に同年代の子どもがいることは、人口減少が続く町内の中でも貴重なことだと思っております。その前提になった上で、今この時期にやるのがどうかという問題だと思います。

繰り返しますが、学童、子どもへの待機児童の問題が解決してからでも遅くはないのでしょうか。なぜこの時期でなければならないのか。リバーサイドタウンでは、当初、先程町長の説明があったように、年度を分けて事業を進めるという話だったと思うんですが、応募者が多数になったことによって一気に事業を進めたという経緯があったと思います。今回に関しては、先程の説明のように、例えば来年度当初、区画全ての分の応募があったとしても、年度を分けて分割で進めていくということで間違いないでしょうか。お願いします。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 新たなグリーントウンについての内容については、担当課から答弁させていただきますが、基本的な考えとして、先程言ったとおり、一つの施策を足踏みしている間に、ほかの施策も止めることは出来ない。出生数をずっと今現在見ていると、平成30年は35人、令和元年は33人、令和2年は32人、そして令和3年は28人、令和4年は現状で21人と、減少傾向にある社会状況は否めないところであります。

これを例えば、こども園、学童の問題が解決するのに、例えば、2年、1年、2年、そこ

の土曜日の受入れであったりとか、ゼロ歳児の受入れにも、職員がそろい次第再開するという考え方を持っていますので、その部分が再開した後に、または並行しないで、足踏みを全体がしてしまったならば、求められたときに受皿がない状況にはしたくないと思っております。4本の柱のうち1本の柱が足踏みをするから、ほかの施策についても止まるということとは出来ないと考えておりますので、分譲地の考え方についても、私就任してから、ある程度、目的基金が1億円になったのが見える頃にはやるべきだと、次の事業に進むべきだという考えを持っておりましたので、今回の総合戦略の中にもしっかりと入れさせていただいたところでもありますので、その基本的な考えの部分について、私のほうから一応ご説明をさせていただきます。

是非とも、こども園、学童については、私たちも危機感を持って対応していたところであり、町と議員と両輪になって、そこは早期改善を出来るようにお力添えいただいて、それはそれ、そしてほかの施策はほかの施策で進めるところをご理解いただいて、こども園、学童の件については、お力添えいただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によりお答えをさせていただきます。

まず、町内の方が申し込んだときの優先順位をどうするのかということでございますけれども、一般的には抽せんという形が取られると思いますが、町内の方を先に募集するとか、そういうことも考えられますので、その辺は十分検討の余地があると思いますので、また内部での検討をさせていただきたいというふうに思っております。

そして、リバーサイドのときは、最初の申込みがばんと来たので、一気に造ってしまったという経過が確かにございました。今回の場合は、まだはっきりはしていないんですけれども、先程町長が答弁したように、この区画、この区画と何回かに分けて分譲するということですので、その区画があふれたら当然抽せん漏れということになると思います。次の抽せんを、来ちゃったからすぐそこにくっつけてやるということではなくて、年度を分けてやるという方向でも考えられると思いますので、その辺はまた中で協議をするなりして、先程言ったように、町長が言ったように、学童、こども園のほうのバランスを取りながら進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 島貫議員。

○2番（島貫 孝君） 町内には今、新しい宅地分譲以外にも、むつみニュータウンや榊団地、

大上団地、中央団地など古くからある団地ももう三十年、四十年たって、大分高齢化が進んで、空き家が増えているところもあると思います。今造っているところも、今あるところも、三十年、四十年たつと同じような将来が待っていると思うんですが、最近、私の実家のある大上団地の話ですが、何軒か空き家に若い夫婦が引っ越して来て、住み始めているという話を聞いています。空き家バンクなどとの若者定住施策の連携、その辺をうまく広げていただければ、先程町長が言っている、両輪進めていくというのもうまく出来るのかなと思いますので、その辺もひとつよろしくお願いします。

また、今回の分譲地に関しては、私だけではなく、騒音の問題や、先程の学童の問題、他にも様々な意見が町民からあると思います。

この後の予算委員会でもそうですし、何より町民に対して開かれた丁寧な説明、パブリックコメント意見の公募や説明会、SNSなどで発信してもいいと思いますし、より多くの町民の声を聞くべき事案だと思います。そのことは、行政運営の公正さの確保や透明性の向上を図る上で大事だと思いますので、この辺の予定はありますか。

最後、それで終わります。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） まず空き家が増えて来ているということの問題でございますけれども、この辺については確かに議員おっしゃるとおりだと思います。

そのところについては、今までも、最近ですけれども、若い人たちが空き家を求めるケースが多くなって来ているので、町外の人ということにはなりますけれども、そういうところに発信していくということで、もう少し強化をしながら進めていければというふうに担当課としては考えていますので、またそのときはご相談させてもらうとか、ご協力をいただくとか、そういうこともお願いすると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、今回の住宅建設についての住民説明ということですが、皆さんこの議会で質問されたこととか答弁したことを聞いていると思いますし、議会だよりとかそういうのも、広報もあると思います。その中で発信をしていければと思っております。

場面場面で、また丁寧な説明をさせていただくような形で進めていければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） これで、2番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

開始は10時25分といたします。

(午前10時11分)

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

(午前10時25分)

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（田邊明佳君） 次に、5番、丸山克雄議員の発言を許します。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 丸山克雄です。それでは、通告事項に沿って1回目の質問をさせていただきます。

このところ物価の上昇は止まる気配がなく、生活者や事業者を苦しめています。日銀が1月に発表した2022年度の消費者物価指数は、前年度比3%の増加という数字でした。原材料費の値上げに伴う景気対策は喫緊の課題であると言えます。

国は働く人の賃金を上げることを経済対策の大きな柱と位置付け、物価の価格転嫁を企業等に要望し、価格転嫁に応じない企業の名前を公表するに至りました。2月7日の中小企業庁が公表した42社の中には、誰もが聞いたことのある企業が多くありました。適正な価格転嫁を進め賃上げを推進する、これにより経済を回していくということが主眼であります。

また、賃金を上げた企業には補助金が用意されましたが、小さな企業には甚だ使い勝手がよいものとは言えません。企業が賃上げ出来る環境をつくっていくことが、地域経済を好循環へと向けていけるものと考えます。

さて、何人かの経営者からの声として、価格転嫁が進まない中に公共からの発注も含まれており、適正な価格への要望があります。本町において随意契約における立案から執行に至る過程で、コスト上昇分について、十分に配慮した適正価格で執行されているかどうか伺います。

次に、睦沢こども園における使用済みおむつ処理についてであります。

この件は以前より島貫 孝議員が問題提起されています。去る1月23日、加藤厚生労働大臣の会見がありました。厚生労働省は昨年10月、保育園等における使用済みおむつ処理について調査をしたとのこと。この結果を踏まえ、保育所等における使用済みおむつは、施設で回収し処分することを推奨する。その際、衛生面の観点から、保管用のごみ箱などを購入

する場合、補助対象にするという内容でありました。さらに、このことは保護者にとっても、保育士にとっても、負担軽減につながるとの見方であります。加藤厚生労働大臣の会見について、町はどのような見解をお持ちなのかお聞かせください。

3点目に带状疱疹についてであります。

近年、带状疱疹を発症する患者が増加傾向にあるようです。今後、50歳以上の3人から4人に1人の割合で罹患するであろうと専門家筋が予測されており、頭部に発症して重くなった場合、失明に至るケースもあると聞いております。

この带状疱疹の予防として、ワクチン接種が有効であるとされております。带状疱疹についての理解と本町での現況などをお聞かせください。

現在、带状疱疹にはワクチン接種が有効とされていますが、通常のワクチンは数年ごとに接種しなければならず、治療が長期化し、時間、9年位長く効果のあるワクチン接種は高額です。ワクチン接種は保険が適用されておりませんので、患者の負担が重く治療を中断した場合、神経系統などの後遺症が出て来るようであります。町として接種費用の軽減をどのように考えているか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、丸山克雄議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1点目の町の発注価格についてと3点目の带状疱疹についてお答えをさせていただき、2点目の睦沢こども園のおむつ処理については教育長から答弁させていただきます。

初めに、町の発注価格について、本町では随意契約における立案から執行に至る過程で、コスト上昇について配慮した適正価格で執行されているかについてであります。地方公共団体が競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択し随意契約を提携することが出来る要件は、地方自治法施行令第167条の2により定められております。

随意契約における執行の流れといたしましては、まず立案の段階で複数の取扱業者から見積りを徴取しますが、この段階で業者側は労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した見積りの提示を行うものと思われ。立案者は見積り内容の比較検討を行うとともに、必要に応じて聞き取りによる積算根拠の確認や、取引の実例価格等を調査するなどして、予算の範囲内において数量の増減の調整をするなどし、適正な価格の設定を行います。その後、競争性を保つため可能な限り2者以上の特定した業者から紙媒体の見積りにより見積り合わせを行い、請負業者を決定いたします。

なお、真にやむを得ない理由や自治法施行令に該当する場合には、1者による随意契約となります。

議員おっしゃるとおり、労務費及び資材価格高騰等により、中小企業にとっては大変厳しい状況が続いております。随意契約の執行に当たっては、関係法令を尊重しつつ、引き続き経済社会情勢の変化に注視しながら適正価格で執行して参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、3点目の带状疱疹についてであります。带状疱疹は子どもの頃、水ぼうそうに罹患した方が同じウイルスによって発生するもので、水ぼうそうが治った後も体の一部に潜んでいます。発症は加齢やストレス、過労などにより免疫力が低下すると、潜んでいたウイルスが再び活動し、それが带状疱疹として発症するものであります。

国立感染研究所の資料によりますと、带状疱疹を発症する患者が増加傾向で、発症率は50歳代から増加しており、大学教授の研究によりますと、80歳までに3人に1人が罹患するとも言われております。

症状の経過は、皮膚の神経に沿ってぴりぴりちくちくと痛みが生じ、水疱が出来、破れ、かさぶたになり、通常2週間から4週間で治ります。中には皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、約2割の人は3か月以上痛みが続く、带状疱疹後神経痛と呼ばれる後遺症を残すこともあります。また、頭部から顔面に症状が表れたり、目の症状として角膜炎や結膜炎などの合併症を引き起こすこともあります。これは議員先程おっしゃったとおり、重症化すると視力低下や失明に至ることがあるとも言われております。

带状疱疹に対する予防法としては、免疫力を低下させないことが重要であります。日頃からバランスの取れた食事を心がけ、十分な睡眠と休息を取り、体温が少し上がる程度の散歩やウォーキング等の運動や、ストレスをためないなど、規則正しい生活を送ることが効果的とされております。

もう一つの方法としては、ワクチンを接種し免疫の強化を図る带状疱疹の予防接種があり、50歳以上の方が任意の予防接種として受けることができます。接種をすることにより、ウイルスに対しての免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることができます。

带状疱疹について本町での現状を伺うとのご質問ですが、带状疱疹は感染症でないため感染症法上の届出疾患に定められていないことから、発症状況を把握することが出来ませんが、数人の町民から、発症して大変だったというお話を受けることがあります。次のワクチン接種が有効とされているが、9年位長く効果があるものは高額で、通常のワクチンは数年ごと

の接種を推奨される。保険適用もないことから患者の負担は重く、接種費用の軽減策を伺う
とのご質問ですが、帯状疱疹ワクチンは、2020年に新たに使用開始となった不活化ワクチン
で、1回の接種費用が2万円ほどと高額で、2か月間隔で筋肉内に2回接種が必要となりま
すが、予防効果が90%以上あり、9年以上の持続期間があるとされています。

ほかの帯状疱疹の発症予防に効果のあるワクチンとして、水ぼうそうの予防にも使われて
いる水痘ワクチンで、1回の接種費用が8,000円ほどで、安価で接種も1回で済みますが、
予防効果が50%程度で、持続期間が5年程度のものとなります。

帯状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づく国が接種を推奨している定期接種とは異なる任
意接種であり、一定の効果はあるものの、接種後に注射部位の腫れや痛み、全身の倦怠感な
どの副反応が出る場合もあるとされています。現在、国の厚生科学審議会予防接種ワクチ
ン分科会において、予防接種施策について安全及び費用対効果などに関するデータ収集を行
い、定期予防接種の検討が進められているところでございます。

本町といたしましては、国の動向に注視し、定期予防接種として位置付けられましたなら、
安全に早期に対象者に接種出来るよう対応して参りますので、ご理解を賜りますようお願い
を申し上げます。

二つ目の質問については、教育長のほうからご答弁させていただきます。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 丸山克雄議員のご質問にお答えいたします。

睦沢こども園のおむつ処理について、令和5年1月23日の加藤厚生労働大臣の会見につい
て町の見解を伺うについてですが、大臣の会見では、保護者の方にとっても大きな負担軽減
になることはもちろん、保育士の方にとっても使用済みおむつを子どもごとに振り分ける業
務がなくなるなど負担軽減につながるとありました。確かに保護者にとっては、保育教諭か
ら口頭での情報提供もあり、おむつの持ち帰りをしたとしても、帰宅後改めて確認すること
はせず、そのまま廃棄する方もいると思いますので、負担軽減につながると思います。

一方、こども園保育教諭側では、睦沢こども園はおむつの廃棄を前提として造られた施設
ではないので、施設の改修が必要になることや、おむつの持ち帰りに代わるものとして、保
護者に対し排尿や排便の回数や状況等を今以上に細かく伝える必要があります。昨年度には、
こども園利用者に向けたおむつに関するアンケートも行っており、いただいた意見を加味す
る必要もあります。

さらに、先日の厚生文教常任委員会の折にご要望いただきました働き方改革や職場環境の

改善につながる取組も含め、保護者、保育教諭、双方がよい方向に進むよう、前向きに検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） 発注価格の件なんですね。物品の購入ですとか、あるいは工事の請負といったことは、それほど適正ではないかと私は思うんですが、問題はこの労務費、いわゆる労働時間、これが物によっては計れない部分というのは結構出て来ると思うんですね。そういった仕事をされている方なんかは、もうちょっと何か見てもらえないかと。実際この金額で頂いているけれども、本当はもっとかかっているんですよということをおっしゃるわけですよね。ですから、それはそれで町も大変なんだろうが、何しろ労務単価というのが一つ鍵じゃないかと思うんです。

先月、2月14日、国土交通省が公共工事設計労務単価、これを前年度比5.2%上げましたよね。さらに、その技術者単価というのは、これまた前年度比プラス5.4。ものすごい高い上げ幅ですね。この背景として、国土交通省も事業者の社員の賃上げを進めて欲しいという気持ちから、これだけすごい、もちろん物価高もありますけれども、上げたんだと、そんなことを言っておりますので、やはり労務単価をひとつその辺考えていただいて、きちっとした適正な価格で進めていただければと思います。

この労務単価が従来よりも一気に今回上がっていますので、この上げた単価というのは、この3月から適用されるということでもありますよね。したがって、令和5年度の予算案もつくりましたけれども、これも若干の心配事もあると思っておりますので、その辺の対応をどうされるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） ご質問にお答えしたいと思います。

先程おっしゃってございましたように、令和5年2月14日に国のほうから技能労働者の適正な賃金水準の確保についてという文書が出ております。

そういったところで、公共工事につきましては公共単価を使っておりまして、千葉県で定めた積算単価は毎年適正な価格に見直しがされておりまして、おっしゃるように年度の途中でも更新をしているとおりでございます。町のほうではそれを使っておりますので、賃金の上昇したものと単価についてはそれを反映はしておりますが、随意契約の場合については見積りを徴しておりますので、その段階で既に賃金等上がった分も見込んだ見積りが出て来るとかと思っております。そういったところで、令和5年度の予算については、予算編成の段階でも見

積りを複数者から取っておりますけれども、その際にもやはりこの物価高、あるいは賃金等を含めて以前より高くなっているような感じはしますけれども、ここでまた上がりましたところで、当然当初予算の範囲内で執行が出来るのかというところはございますので、そういったところにつきましては、予算の範囲内で数量の調整をするなりして請負者側の負担にならないように、ちゃんと適正な価格で執行が出来るような配慮は当然して参りたいと考えております。

○議長（田邊明佳君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） ひとつよろしく申し上げます。

おむつ処理のほうなんですけど、アンケートを取られたようであります。このアンケートの内容と、それからこのアンケートから見えて来た具体的な課題、その辺をちょっと教えてください。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 昨年度行ったおむつ処理のアンケートについてのご質問ですが、令和3年12月13日に在園児の保護者を対象にアンケートを行いました。回収率は86%で143分の123です。アンケート内容は「現状のおむつ持ち帰りがよいと思う」、「費用を負担してもおむつを持ち帰り廃止がよいと思う」、それから「その他」と、この3択方式で行いました。結果は「現状のおむつ持ち帰りがよいと思う」は73.2%、「費用を負担してもおむつの持ち帰り廃止がよいと思う」が20.3%、「その他」が6.5%という結果でございました。

これらのアンケート結果から見ますと、それ以外に「その他」のところでは賛成だとか、反対だとか色々意見はたくさん書いていただいておりますが、それを全部見ましたところ、これらのアンケート結果から見ますと、教育委員会や園が行っていたおむつの持ち帰りについては、親の責務として一定程度理解を得ている人がいる一方、衛生面や費用面を心配する方、それからまた保育教諭のことを気遣っていただいている方もいらっしゃいました。このことから、先程も申し上げましたが、それらを総合的に考え検討したいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） 確かにおむつの処理というのは色々経費も費用もかかるわけでありまして、大分変えるところも出て来ると思いますが、私もちょっと近隣はどうなっているのか聞いてみたところ、長生村と長南町は既にやっております、白子町は半年前に変えた。

一宮町は4箇所あるけれども、2箇所は既にやっていて、残り2箇所は令和5年度から準備中だと、そんな話でした。茂原市は今年の4月からと、そんな話でありますので、やはり保護者への負担軽減ということを念頭に、出来れば園で処理するという、そういう方向で検討していただければありがたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 今、議員の言われましたように、私どもで把握しているところでも、やはりこの近隣では公立では白子町、それから長生村、一宮町、それから長南町が現在、園で処分をしています。それから、茂原市が令和5年度から園で処分の予定というふうに向っております。それから、長柄町が園で処分の検討に入ったというふうに向いております。

一方、私立では茂原市5施設のうち2施設が持ち帰り、それから残り3施設が園で処分、それから一宮町も先程議員が言われましたように、2施設が令和5年度から園で処分するというふうに向っております。

このようなことから、先程も答弁させていただきましたが、前向きに検討していきたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） 带状疱疹、これはまだ隠れた状態で分からないと思うんですが、多分これからどんどん表に出て来るものではないかと思っておりますので、色々準備といたしますか、研究といたしますか、接種費用への特に配慮、その辺を色々設計するなり、考えていただければありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

それこそ千葉県内で既に助成を行っている自治体のほうもございまして、そちらの自治体では50歳以上の方に対して2回の接種が必要となる带状疱疹ワクチンの接種に限り、接種使用の一部を1回につき1万円を上限に実施している自治体もございまして。

また、带状疱疹ワクチンに加え、1回の接種となる水痘ワクチンの接種に接種費用の一部を助成している自治体もございまして、本町においては国の方針に加え県内の自治体の実施状況も伺いながら、带状疱疹ワクチンの接種について、接種費用を助成する時期が来ましたなら、早期に受けやすい体制構築を図るとともに、周知や勧奨に努めて参りますので、ご理解のほうをよろしくお願いたします。

○議長（田邊明佳君） これで5番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 米 倉 英 希 君

○議長（田邊明佳君） 次に、1番、米倉英希議員の発言を許します。

米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） それでは、通告事項に沿って質問させていただきます。

田中町政となり任期の半分以上が過ぎ、田中町長の理念であります「まちづくりは人づくり」をモットーに、人づくりの根本にある学校教育に大変力を入れられていることに対し評価するとともに、今後は教育も大事ですが、これから陸沢町にある問題や課題に対し、行政のリーダーとして、そして執行部並びに職員の方々に、なお一層のご尽力にご期待をお願いする次第であります。

そこで、令和3年8月23日に行われました全員協議会では、何よりも財政と町が望むものが合致をしなければその方向性を出せないの、いったん立ちどまりをし、その後、小学校並びに中学校のコンクリートの耐力調査を行い、結果としては今後の建物使用について問題はないとの見解が出され、将来負担を考え基金の積立てを継続するとのことでした。

しかしながら、令和5年1月20日に行われました厚生文教常任委員会の継続調査における放課後児童クラブの現地調査でも感じましたが、強度に直接関係がないと思われる建築設備等において経年劣化による損傷も多く、毎年修繕はしていると思われませんが、町の将来を担う子どもたちの環境を考えた場合、早期の建て替えが必要と再認識したところでございます。

また、2021年度に全国の学校建設費の民間が行った調査を構造別に見ますと、鉄骨鉄筋コンクリート造で坪141万2,000円、鉄筋コンクリート造で115万円、木造で90万円、鉄骨造で89万4,000円となっております。構造別に見ると、国内の学校の9割は鉄筋コンクリート造、もしくは鉄骨造という結果となっており、都道府県別に見た建設費の水準は、北海道や東京都、大阪府等の都市部などを除けば、全国では下落へ転換して来ているとのことでしたが、昨今の様々な物価高騰、国が進める賃金の増加、ロシアによるウクライナ侵攻など、世界や日本の世界情勢不安等を考えた場合、私は早期建設に向け目標を立て、計画的に動き出す必要があると考えます。

そこで、1回目の質問に入らせていただきます。昨年度、コンクリートの耐力調査を実施し、当面の間は建物の使用に問題がないという結果が報告されましたが、子どもたちの学習環境や建設コストを考えた場合、今後の見通しをどう考えておるのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、米倉英希議員のご質問にお答えをいたします。

学校建設については、直ちに改築を行うには資金繰りが厳しいことから、現校舎の安全性が確保されていない場合には、安全性を強化するための校舎等の補強工事等の検討をする必要がありましたので、議員おっしゃるとおり、先程令和3年度に小・中学校におけるコンクリート性状等に関する調査を実施したところでございます。

議会でも報告をさせていただいておりますが、その結果、睦沢小学校のコンクリートの劣化の進行は遅く、耐震診断基準による診断の結果も引き続き確保されておりました。また、中学校についてもコンクリートの劣化の進行は遅く、耐震補強実施後の耐震安全性も引き続き確保されているということを確認したところでございます。いましばらく現状維持を図るべく維持、修繕等を行いながら、今後の建設について検討を進めて参りたいと思いますので、ご理解をお願いするものであります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 米倉議員。

○1番（米倉英希君） ご答弁ありがとうございます。

それこそこれまであまり学校建設について、オープン的なところでの発言等々あまりなかったもので、ご答弁いただいたことに対して、これから建設的な話がどんどん進めていける段階にこれから入っていくことをご祈念申し上げたいと思います。

そして、それこそこれから、昨今の物価の上昇であったり、労務単価の議論等が国内外でも色々されております。それこそ今、色々全国的に、その建築等々に係っているところで色々話を聞いても、全国的に下落している傾向があるという、その中で町として今後、そのタイミングというか、いつこの時期にとはっきり物は申せないと思います。ですが、この間1月に現地調査へ行ったときも、小学校のほうでも目に見えるところであったり、雨漏りがしているところであったり、そういったところがあるというところも聞いております。

確かに1年1年で、少ない金額でその部分の修繕であったり、そういったところをやられていることは分かるんですが、やっぱり子どもたちの環境というところを考えた場合に、町長として、今、今後どういうふうに進めていきたいかというところを2回目の質問でお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、建物の耐用年数については、文科省の財産処分ハンドブックによる財産の処分制限期間60年とは別に、中性化による耐用年数を計算した結果でも、小学校・中学校ともに残りの耐用年数に余裕があることがまずもって分かりました。このことにより小学校・中学校ともに、当面の間は建物の使用には問題ないということで、現在、改築に向けて基金の積立てを進めているところでございます。

なお、改築をする時期については、昨年の建設資機材等の物価上昇が続いており、このところずっと続いておりますので、労務単価についても議論が交わされている状況でございますので、これからの価格が落ち着くまでは、事業費の試算も的確に把握することが出来ませんので、いまし少し時間をいただきたいと思っております。

また、どこに建設するかとか、どういう形態で建築になるのか、町が投入出来る資金と関連してきますので、まずは基金を積み立てることが1番大事だと思っております。社会情勢や経済の動向にも注視しながら、かつ後年への町民負担等を出来るだけ回避することなども考慮した中で、今後、内部での協議のテーブルに着きたいと考えております。

また、議会に対しても必要に応じて報告をさせていただきたいと思っております。そして、議員おっしゃるとおり、今の学校の中を見た感じがちょっと、修繕しなきゃいけないだろうとかいうところに関しては、今の子どもたちに嫌な思いをさせたくないの、出来る限り修繕はして環境を整えたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 米倉議員。

○1番（米倉英希君） ご答弁ありがとうございます。それこそ今、町長のほうからのご答弁のほうで基金という言葉がありましたので、3回目の質問とさせていただきたいと思えます。

それこそ建築に向けて基金の積立てを今現在しておると思いますが、町長も選挙の公約のときに学校建設という公約がありました。町としても、子どもたちの教育の場ということで、この学校建設というのは一大プロジェクトに本当になって来ると思えます。そのところも重々承知をしておるところであります。その基金の積立てをする際に枠組みの予算配分として、田中町政になってからしておると思えます。そのところにも色々予算をつけなきゃいけない、色んな事業をやらないといけないという中で、町民にも負担をお願いしているところでもあります。その中で、在り方であったり方向性、時期など早々に早期に町民の方に周知をするとともに、また将来の負担を減らすために基金の積立てはすごく大事であります。

その中で、個人的な考えなのかも知れませんが、その中でその基金、また国からの補助金、そしてまた学校をやる際には、恐らく起債等の活用をした建設も私はいいのではないかなど、そういった考えを持っております。

そこで、最後の質問をさせていただきたいと思います。

今、基金の積立てをしている中で、また今後も町長として、こういった思いの中で、今現在、その基金の積立てを行っているのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

私としても、学校建設は、選挙のときも申し上げていたとおり、最重要課題と認識しているところでございます。しかしながら、私がここにお世話になった令和2年に教育施設整備基金が1億6,000万円しかございませんでした。その段階で建設について前に進める資金がないことを実感したところでございます。そのために、歳出を抑制すべく枠配分方式を採用させていただいて、様々な部分、削るところは削って、将来の子どもたちのために、睦沢の財産のためにということで積立てをしっかりさせていただいている途中でございます。

学校建設は、行政の努力だけではなし得ないことで、町民の皆様にもご協力いただいた中で、基金への積立てが必要であると強く思っております。

ここを皆様のご協力をもちまして、この2年半の間で約7億円まで基金を積み立て上げることが出来ました。先程も申し上げたとおり社会情勢、経済情勢が不安定な中ではありますが、まだまだ7億円では足りませんので、今後も基金への積立てを継続しながら協議を重ねていくことで、最善の学校建設、または後年への町民負担を出来るだけ回避することや、児童・生徒が快適な学校生活を送れることを常に念頭に置きながら進めていきたいと思っております。

先程も言ったとおり、この学校建設の一つステップアップ、また、皆様にお諮りをしてご協力をいただく、また、ご意見をいただく場面を多くつくっていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いするところでございます。

答弁といたします。以上です。

○議長（田邊明佳君） これで、1番、米倉英希議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎議案第5号、議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第4、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、及び日程第5、議案第4号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年人事院勧告、令和4年千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告により、給与及び期末手当について一部改正を行うものです。

主な内容といたしましては、給料月額並びに勤勉手当の引上げ及び高齢層職員の昇給に係る経過措置の廃止です。

第1条につきましては、令和4年度における給料月額並びに勤勉手当の引上げについて、人事院勧告によりますと、給料月額については国家公務員の給与が民間給与を平均921円、率にいたしますと0.23%下回っているため、初任給及び若年層に重点を置きながら引上げ改定を行うこととしています。このことから、本町でも国及び県に準じ引上げを行うものです。

あわせて、勤勉手当については民間格差により0.10月分、再任用職員は0.05月分を引き上げることとしており、本町も同様に改正し、本年度は12月期分の期末手当に配分し、第2条では令和5年度以降の期末手当の6月期及び12月期の率が均等になるように改正します。

第3条、第4条は特定任期付職員についても同様に、給料月額及び勤勉手当を改正するものです。

第5条は、高齢層職員の昇給に係る経過措置を廃止するものです。55歳以上の職員については、当分の間の措置として、標準の勤務成績でも1号給昇給出来ることとしていましたが、令和3年の人事委員会勧告で、定年引上げの実施時期を踏まえ、当該措置を廃止するよう勧告があり、県は令和5年4月1日から廃止することとしたため、本町も同様に廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年人事院勧告及び令和4年千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、期末手当について一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様の改正を行おうとするものです。

内容といたしましては、期末手当の率を年間0.10月分引き上げるものです。

第1条につきましては、本年度の期末手当の率の引上げを行うもので、12月の期末手当において、当該手当の率を0.10月分引き上げるものです。

第2条につきましては、来年度の期末手当の率に係るもので、6月期及び12月期の支給割合を均等にし、期末手当の率をそれぞれ2.2月とするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

まず最初に、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ございませんか。

ないようですので、次に議案第4号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

最初に、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第6、発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に発議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

丸山克雄議員。

○5番(丸山克雄君) 発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

人事院及び千葉県人事委員会の勧告に準じ、特別職及び一般職の期末手当等が引き上げられることを受けまして、議案第5号と同様に睦沢町議会議員の期末手当の率を0.1か月分引き上げるものであります。

第1条については本年度に関わるもので、12月の期末手当において、期末手当の率を0.1か月分引き上げるものであります。

第2条については来年度に関わるもので、6月期及び12月期の支給割合を均等にし、期末手当の率を2.20月とするものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、提出者の説明を終わります。

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第7、議案第6号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 議案第6号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本町の国民健康保険税は、平成30年度に県単位の財政運営となり、市町村は県に納付金を納め、県から保険給付費が交付される仕組みに改正され、令和元年度に税率の引下げを行い、長生管内でも1番低い税率で運営を行って参りました。この間、被保険者数の減少及び高齢化により1人当たりの医療費が増加し、県への納付金が割高となり、近年は基金を取り崩して国保財政を運営して参りましたが、基金の減少により次年度の予算編成が厳しい状況となっていました。このようなことから、諮問機関である国民健康保険運営協議会会議で審議を行い、税率改正について承認をいただきましたので、本案件を提出させていただくものです。

それでは、改正内容の説明の前に、近年の国民健康保険の状況をご説明させていただきます。

お手数ですが、議案審議資料の37ページをお開きください。

被保険者数の推移として、各年度の年間の平均被保険者数をまとめたもので、平成25年度平均では2,573人でしたが、令和3年度平均では1,873人となり、8年間で700人減少しております。また、被保険者のうち65歳から74歳の前期高齢者の割合は、平成25年度平均は38%だったものが、令和3年度平均では57.3%となっており、今後も75歳到達による後期高齢者医療制度への移行や定年延長により、被保険者数は減少する見込みでございます。

次に、保険給付費の推移について、資料38ページをお開きください。

被保険者の高齢化や医療技術の高度化により、被保険者数の減少にもかかわらず、保険給付費は増加しておりますので、1人当たり給付費が年々高くなり、平成30年度は33万6,291円でしたが、令和3年度には39万4,284円となっています。このことから、医療費の伸びが影響し、県が算定する国民健康保険事業費納付金が割高となり、財源となる県負担金や町繰入金と保険税では賄えないことから、被保険者の税の負担を考慮して財政調整基金を活用して参りました。

しかしながら、資料40ページをお開きください。

財政調整基金の推移ですが、令和元年度末は9,515万3,000円ございましたが、令和元年度に保険税を改正したことにより、令和2年度、令和3年度と基金を取り崩し、本年度も3,416万7,000円の基金を取り崩していますので、年度末には基金残高が3,000万円を下回る見込みとなり、大変厳しい状況となっています。

今回、次年度の予算編成に当たり税率改正を提案させていただきますが、1人当たり給付費が今後も増加する見込みとなっていますことから、国保財政の運営が厳しい状況が続くことが想定されますので、引き続き保険税率の見直しをして参ります。

また、千葉県では令和12年度をめどに、被保険者の所得と世帯構成が同じであれば県内どこに住んでいても同じ保険料となるように、令和7年度から段階的に医療費水準の反映を廃止していく予定となっています。

以上で近年の国民健康保険の状況についてご説明を終わらせていただきますが、国保財政の安定した運営を図れるよう、保健事業の推進をさらに図って参る所存でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

改正の具体的な税率につきましては、この後、税務住民課長より説明させていただきます。

○議長（田邊明佳君） 秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君） それでは、税率改正についてご説明いたします。

議案審議資料の41ページをお開きください。

国民健康保険税の税率改正につきましては、現行税率と改正案の税率との比較を記載してあります。国民健康保険税は、被保険者全員を対象とする基礎分、後期高齢者支援金分と40歳以上65歳未満の被保険者を対象とする介護分の合算により、世帯主に賦課をしております。

今回の改正は、県が算定した標準保険税率を参考に、国民健康保険事業費納付金の確保、国保財政の安定した運営を図るために必要な税率等をお示しするものでございます。

まず、基礎分につきましては、所得割額の税率を7.0%から8.4%とし、1.4%の引上げとなります。均等割額につきましては、2万2,000円から2万6,000円で、4,000円の増額となります。平等割額につきましては2万円から2万2,000円で、2,000円の増額となります。後期高齢者支援金分につきましては、所得割額の税率は据え置き、均等割額を1万円から1万2,000円で、2,000円の増額となります。介護分につきましては、所得割額の税率を1.8%から2.3%で、0.5%の引上げとなります。均等割額は1万2,000円から1万5,000円で3,000円増額となります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） それでは、質問させていただきます。

まず、この辺で1番安かったと、7%から8.4%になったわけです。こうすることによって、今まで財調基金が減って、今年度では699万1,000円ということになっています。じゃ、これを上げたことによって、今後の財調のほうはどうなっていくのか伺います。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 今、議員の質問がありました基金の残高でございますけれども、令和5年度予算を編成して、令和5年度末に699万1,000円ということで予想のほうをしておりますけれども、今回、税率を上げたからといって、税率を上げても基金を取り崩しての財政運営となっていることから、次年度以降につきましても税率については、見直しのほうを検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（田邊明佳君） 小川議員。

○3番（小川清隆君） それでは、これはもっと減っていく可能性があるということですね。基金の取崩しがあるということですね。分かりました。

これ計画というか、これ今分かったことじゃないと思うんですよ。もう以前から、もう2年ぐらい前からこのことについては、これ見る限り分かって想像がついたと思うんですね。となれば、そのときにいきなり今回8.4%じゃなくて、もうちょっと間を取って、例えば7.9%とか、そういうふうに税率を上げることによって、次を考えてどんどん上げていくとかして、いきなり1.4%ですか、上げるというのはどうかと思うんですけども、近隣の平均が、うちのほうは7%のとき、ほかは8%あるんだよとか、9%あるんだよと言えば、また話は違うんですけども、その点伺います。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） ただいま質問のありました、以前から分かっていたんじゃないかということですが、確かに以前から基金のほうを取り崩していますので、状況のほうは分かっていたところでございますけれども、ここに来て社会保険の適用拡大等で急激に被保険者数が減っていることから、基金の取崩し額が予想を上回る額となって来たことから、今回大幅な税率アップをしないといけないような状況となって来たところでございます。

また、近隣の税率はどうかというところでございますけれども、近隣の市町村におきましては、それこそ基金の保有高がございますので、基金の保有があるということは、税率を見直さなくても維持出来るのではないかということで、今見直しを行うという話のほうは伺っていないところでございます。

また、平均はどうかというところでございますけれども、長生管内でよろしいですか。長生管内であれば、今1番税率が高いところが7.9%とお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑は。

市原重光議員。

○12番（市原重光君） さっきの説明、簡単に言いますよ。被保険者が減る、ただし、その減った中でも、これを見ると高額医療が大分あるということで、だんだんこれ負担になって来ていますよね。これが一つの大きな原因だと思われま。

それと、昨年の決算審査の中でも、この国保税についてはやはり指摘をいたしました。私の考えるところ、以前から滞納者が非常に多い、額が相当あると。5年たちますと不納欠損

になると。結局そういうものが運営に最終的にはかかって来ると思うんですよ。

だから、税務住民課長、大変でしょうけれども、やはりその財源の確保、それにはそういうものも徴収をしっかりとやってもらうということだと思っんですよ。これはやはり、国保は特別会計だから、これはこれで一般会計から云々という話は以前はよくありましたけれども、私はそういうものじゃないというふうに思います。今回こうやってもう基金が全く底をついて来たということになると、上げざるを得ないと。

町長、ちょっと提案です。仮に今回上げて何とか運営が出来るということになったと。仮にこれからの医療費の削減とか、色々下がって来たと、税率ですね、見直し。これを頭に置いてこれからも運営をしてもらいたいというふうに思っんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

まずもって、指摘要望事項で国民健康保険税の収入未済額等について言われたところについては、来年度の取組として、スマホ決済であったりとか、コンビニ納付であったりとか、納め忘れのないように口座振替にするとか、そこら辺を徹底して参りたいというところを捉えているところでございます。

そして、今言った税率については、先程課長から話があったとおり、令和7年から12年にかけて、県内一つの線にそろえていく方向性が示されています。それまでの間、法定外繰入れは考えておりませんので、その年その年で税率の見直しを図って、その統一するところまで持っていく、そういった考えをしていますので、都度都度税率の変更を考えております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案の

とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第8、議案第11号 睦沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

小高健康保険課長。

○健康保険課長(小高俊一君) 議案第11号 睦沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険の被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に改正するものです。

現在の支給額は、1分娩当たり本人支給分40万8,000円に産科医療補償制度の掛金分1万2,000円を合わせ42万円となっており、公的病院の室料差額などを除いた出産費用を勘案して定められていますが、厚生労働省の令和3年度の報告では、室料差額や産科医療補償制度掛金等を除く正常分娩の出産費用は、全施設平均で47万3,315円となり、現在の一時金では基本的な出産費用を賄えない状況となっています。

このことから国の社会保障審議会において、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、全施設の平均出産費用を勘案するとともに、近年の伸びを勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされ、健康保険法施行令等が改正されたことに伴うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 出産に関わる費用なのですが、これどうも地域によって差があるようで、東京なんかは非常に高いということで、今回50万円になっていますが、万が一、実際に払う費用が50万円以下であったとしても、支給するのは50万円ということですか。それとも、どうなのか。

それからこの近辺、長生郡市の出産の費用がどの位になっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） ご質問にお答えさせていただきます。

出産費用は50万円を下回る場合ということでございますけれども、この場合においても、少なかった分の差額も支給するという形ですので、50万円までは支給する形になります。

また、千葉県近隣の、睦沢町の方が出産するのは恐らく千葉県内でございますので、千葉県内の平均的な出産費用、今私の押さえているところで出産にかかる費用といたしまして、千葉県では47万4,843円となっております。これに産科医療の補償分1万2,000円を加えますので、おおむね50万円程度で出産費用が賄えるというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 睦沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は13時といたします。

(午前 11時37分)

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（田邊明佳君） 日程に入る前に、資料の差替えがありますので、局長より説明があります。

議会事務局長。

○議会事務局長（秦 悦子君） それでは、議員各位に事前配付してございます定例会予定表につきまして、3月6日月曜日分の印刷のほうが抜けておりました。大変申し訳ございませんでした。

正規のものを休憩中に机のほうに配付させていただいてありますので、差替えのほうをお願いいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第9、議案第13号 令和4年度睦沢町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 議案第13号 令和4年度睦沢町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、3億6,062万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ40億3,326万6,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず初めに、1款から11款まで、全体といたしましては各事業とも年度末に向けての事業実績見込み、あるいは精算に伴う加減であり、人件費につきましては給与改定における増額を見込み計上いたしました。

次に、人件費以外における主なものについてご説明いたします。

2款1項5目財産管理費は、庁舎施設の老朽化に伴い、浄化槽や消防設備等に不具合が生じていることから、修繕料を増額いたしました。委託料は、上市場区民センターの出入口の境界を確定させるため、用地測量委託料を追加いたしました。使用料の増額は、新型コロナウイルス感染症における業務等により、コピーの利用が増加したことからコピー使用料を増額いたしました。積立金の増額は、将来の学校建設に向けた教育施設整備基金、ふるさと納税における寄附金のふるさと創生基金及び健全財政堅持のための財政調整積立基金が主なものです。

2款1項10目諸費は、町制施行40周年記念ピンバッジ作成のため、委託料を追加いたしました。

2款4項4目千葉県議会議員選挙費は、投票用紙交付機及び計数機のメンテナンスを実施するため、開票作業支援業務委託料を追加いたしました。

3款1項1目社会福祉総務費は、福祉タクシーの利用回数が増えたことにより、福祉タクシー事務手数料を増額いたしました。委託料の増額は、福祉交流センターの浄化槽ポンプに不具合が生じていることから、福祉交流センター指定管理業務委託料を増額いたしました。

3款1項3目障害者福祉費は、手話通訳者の派遣回数の増加に伴い、コミュニケーション支援事業委託料を増額いたしました。また、扶助費の介護給付費の増額は、放課後等デイサービスを利用する転入者の増に伴うものです。

3款2項1目児童福祉総務費は、管外保育の対象となる転入者の増により、管外保育委託料を増額いたしました。扶助費では、妊娠及び出産の実績見込みから、妊娠時等準備金を増額いたしました。

3款2項3目母子父子福祉費は、入院治療等による医療費の増に伴い、ひとり親家庭等医療費給付金を増額いたしました。

4款1項2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、生後6か月児か

ら4歳児について対象者が拡大されたことに伴い、周知用チラシの印刷代を増額いたしました。また、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の精算に伴う返還金を追加いたしました。

4款1項5目母子衛生費は、実績見込みにより対象者2名分の未熟児養育医療を増額いたしました。また、令和3年度妊娠出産包括支援事業補助金の精算に伴う返還金を追加いたしました。

5款1項3目農業振興費は、肥料・飼料価格の高騰により厳しい経営環境に置かれている町内に事業所を有する農業者支援として肥料等価格高騰対策支援金を追加いたしました。また、事業用として購入した燃料、電気、ガス等のエネルギー経費の10%を上限として、補助を行うエネルギー価格高騰緊急対策支援金、第2回分を追加いたしました。両事業は、国の補正予算による総合経済対策として、普通交付税の追加交付により実施するもので、予算を令和5年度に繰越明許し、支援を行うものです。

6款1項1目商工業振興費は、申請者の増加に伴い町商工業近代化資金利子補給補助金を増額いたしました。また、農業振興費と同様にエネルギー価格高騰緊急対策支援金（第2回分）を追加いたしました。本事業についても令和5年度に繰越明許し支援を行うものです。なお、農業振興費及び商工業振興費のエネルギー価格高騰緊急対策支援金（第1回分）については、実績により加減しています。

7款4項1目公園管理費は、みどりの広場に係る調査設計委託料の執行差金分を減額し、その減額分を施設整備工事費に増額いたしました。

9款2項1目小学校管理費は、車検時においてスクールバスに不具合が確認されたことから、修繕料を増額いたしました。

9款3項1目中学校管理費は、光熱水費不足分を増額いたしました。

9款4項1目こども園管理費は、給食室エアコンの故障に伴い修繕料を増額いたしました。

9款5項1目社会教育総務費は、学校・家庭・地域連携の事業成果品作成に係る印刷製本費を増額いたしました。

9款5項3目公民館費は、ゆうあい館の使用が多くなったことに伴い、光熱水費を増額いたしました。また、公民館内の污水管不良により修繕料を増額いたしました。

11款1項1目公債費元金及び11款1項2目公債費利子は、平成23年度臨時財政対策債の利率見直しに伴い償還金を加減いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

2款地方譲与税から12款地方交付税については、実績見込みにより加減し、普通交付税は決定額を計上いたしました。

14款分担金及び負担金は、事業の実績により減額いたしました。

15款使用料及び手数料は、スマートウェルネスタウン住宅の退去に伴い、新たな世帯の入居期間までの地域優良賃貸住宅家賃を減額いたしました。また、リバーサイドタウンの売却に伴い、若者定住促進住宅家賃を減額いたしました。こども園保育料は、保育士不足によりゼロ歳児の入園を保留したことにより減額いたしました。

16款、17款国県支出金については、各補助事業等の実績見込みから加減いたしました。

18款財産収入は、下之郷地先の土地の売却に伴い、土地売払収入を増額いたしました。また、農業用機械等の売却に伴い、物品売払収入を増額いたしました。

19款寄附金は、一般寄附金について実績により増額いたしました。また、ふるさと納税について、実績見込みから増額いたしました。

20款繰入金は、各保険事業特別会計における実績見込み等から加減いたしました。

21款繰越金は、令和3年度決算における実質収支額を計上いたしました。

22款諸収入は、令和3年度の精算に伴う還付金及び各事業の収入見込みにより加減いたしました。

23款町債は、橋梁維持事業及び交通安全対策事業に係る起債借入れをしないこととしたことから減額いたしました。

以上が今回の補正に係る主な概要であります。第2表の繰越明許費は、農業振興事務における肥料等価格高騰対策支援及びエネルギー価格高騰緊急対策支援（第2回分）、商工振興事務におけるエネルギー価格高騰緊急対策支援（第2回分）、交通安全対策事業の道路計画線形の見直し、町単独道路改良における相続手続及び特定地区公園事業の施設整備について、適正工期が年度内に確保出来ないことから、繰越明許費を設定いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 今回、歳入の寄附金、二つ項目分かれて一般とふるさと納税とありま

すが、これそれぞれどのような具合になっていますか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 19ページだと思いますけれども、一般寄附金については464万4,000円ということで、三つの企業から頂いております。それと個人から2名ということでございます。ふるさと納税については、補正予算の締切りとなる1月末時点で3,800万円弱でしたので、残りの2か月で600万円の寄附を想定して、全体で4,400万円を見込んだということでございます。今回の補正では2,500万円の計上でしたけれども、1,900万円をプラスしたということで、今回補正予算の1,900万円のプラスということになっております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） 一般寄附金5件ありましたね、3件と2件、これ内訳なんて言えますか。駄目ですか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 公表していいと言われている方と、公表しないでくださいと言われている方がるので、ちょっとこの場では今申し上げることは出来ないということですよ。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありませんか。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 隣のみどりの広場についてですが、資材の不足とか人件費の高騰とかあると思うんですけども、工事は順調に進んでいるのでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 工事が順調に進んでいるかということですが、発注した段階では、先程もありましたけれども、適正な価格で入札を行って落札して取っているということで、もうほとんどあの現場は終わって、今年発注した分が終わっているので、適正な価格で完了しかけているところだということでございます。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありませんか。

今関澄男議員。

○9番（今関澄男君） 35ページですか、農業振興費の中のエネルギー対策でありますけれども、1回目については285万円、主にこの内容は製造業を中心とした、ガス、電気を使うところが中心になると思うんですけども、285万円、これは商工、数字合わせのような感じ

ですけれども、285万円が商工費で使われると。農業関係は1回目はなかった。2回目で540万円、具体的に事業用として、農業振興について具体的なこの予算計上の中身、商工業の関係は理解出来るんですけれども、農業関係について、具体的にどのような支出対応になるのか、内容についてご説明願いたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 農業振興費の中のエネルギー価格高騰緊急対策支援事業についてですけれども、こちらについては12月の議会のほうで補正予算で計上させていただきました農業者に対してのエネルギー、要はガソリン、軽油、灯油、重油、電気料とかに対しての支援でございます。

それで、今回の上段にあります1回目の支援金、農業振興費の中のマイナスの285万円につきましては、こちらは次のページの36ページにあります商工業振興費と併せて、全体で12月の補正の段階で2,345万9,000円を補正させていただきました。その中で農業者につきましては、法人が8件、個人が46件、合わせて54件の申請がございました。商工業者のほうは、法人が39件、個人で66件、合わせて105件の申請がありました。

農業者のほうにつきましては、金額では611万円、商工業者のほうについては1,734万9,000円ということで、全体額を動かさないで農業費と商工費の中で調整をさせてもらった分でありまして、第1回目につきましては。

同じところに、エネルギー価格高騰緊急対策支援金（第2回分）とございます。これは第1回目とは全く別物で、またさらに、同じ理由、趣旨は同じなんですけれども、予算をまた別に計上させてもらってあります。この2回目につきましては、1回目でエネルギーの支援をさせてもらったんですけれども、その後も現在に至るまでエネルギー価格は上昇して、今後も高止まりが続くことが想定されております。

そこで、先程説明がありましたけれども、国の経済対策の交付金を利用して2回目のエネルギー価格の支援をさらにするものであります。ただ、そのエネルギーの支援の町の考え方といたしまして、この先もエネルギー高騰が続いて、このままずっと町が支援していくことは出来ませんので、1回目で補助したエネルギー価格の上昇分は除いて、その後に上昇した分を今回の補助の対象としている考えであります。ですので、1回目につきましては補助率を30%以内ということで要綱をつくらせてもらったんですけれども、今回は10%以内ということで補助をさせていただければと思っております。

以上となります。

○議長（田邊明佳君） 他にありませんか。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） まず総務費の23ページの1番下段のほう、財産管理費、この中で12番の委託料及び13番の使用料及び賃借料等ということで、ふるさと納税業務委託料ということで95万4,000円の減額になっていますけれども、そして、さらに使用料のほうで100万円の減額、この減額というのはどういうことで減額になっているのでしょうか。というのは、寄附金の額によって、その歩合で業者のほうに減額になっているのか、あるいは業務量のほうは、返礼品のほうの計算になっているか、どういう計算でこれが減額になっているか、ちょっと説明願います。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 23ページの下から二つ、委託料と使用料、賃借料、ふるさと納税に係るものなんですけれども、12月補正のときに5,000万円のふるさと納税があると見込んだんですけれども、実際はさっき申し上げたように4,400万円程度に収まるんじゃないかなという、ちょっと下がって来たものですから、その12月のときに5,000万円のうちの2分の1、2,500万円の支出を補正させてもらったと。そこで、今度歳入が減って来た分、そうすれば歳出もおのずから減って来るということで、そこに関わるここでの減額ということです。どこがどう変わったということじゃなく、寄附金が見込んだものより若干減ったことから、ここで歳出も減ったという内容です。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 今、寄附金が減ったので、その分減ったということなんですけれども、これはその前の19ページ、寄附金の項目がありますね。この中で2,500万円というのは、補正前の額で2,500万円、これが今言った5,000万円の半額の額ということですね。これに対して、当初の委託料とか使用料、これがここに対してゼロだということ、2,500万円であればゼロだということで、そう考えていいんですか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） ちょっと整理をさせてもらいたいですけれども、ふるさと納税の元の寄附金のほう2,500万円を計上していたというのは、当初予算で歳入は歳出と同額を計上していたので、補正予算でも歳出と同額、2,500万円歳入、2,500万円歳出で計上させてもらいました。

今回は、合わせると5,000万円なんですけれども、全部の寄附金は。今回は実際に入って来る見込みの寄附金、合わせて4,400万円分を足したことから、ここで1,900万円を足しているということです。歳出のほうは2,500万円を計上していただきましたので、歳入に見合う分だけを歳出すればいいわけですから、その分を減額させてもらったということでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 今の課長答弁、何かちょっとはつきりしないんですけれども、もう一回後で追ってお聞きしますので、よろしくをお願いします。

あともう一点、これは直接補正予算に関係ある問題ではないかと思うんですけれども、同じく2款の総務費、22ページの総務費の中に職員の色々手当について書いてありますけれども、まず会計年度職員なんかに対して、ここの中に勤勉手当、職員手当等で区分が3のところですね。勤勉手当というのがありますね。

そしてその下、23ページの1番上段のほうに期末手当というのも、これもありますね。この場合、勤勉手当と期末手当と分かれているようなんですが、期末手当、パートタイム会計年度職員には勤勉手当がないと。これは勤勉手当というのは、期末勤勉手当と、一体どういうものなんでしょうか。

これは、その上の22ページの1番上の議員のところ、議会のところでもう、なぜか期末勤勉手当が議会の報酬の中に含まれていると。一生懸命やっていないから入れなくてもいいんじゃないかという話じゃないんですけれども、その勤勉手当の由来というんですかね、なぜこれがついているのかなと。ついているところとついていないところがあるのかなということにちょっと説明していただければと思います。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） この22ページの3節の職員手当等のその説明書きのところ、期末勤勉手当とありますけれども、これについては費目の名前になります。期末勤勉手当という費目の名前になりまして……。

○議長（田邊明佳君） 少々お待ちください。

高橋副町長。

○副町長（高橋正一君） お答えになるかどうか、ちょっと細かなところまでは、まだ私は話せないんですけれども、通称ボーナス分でございます。職員については全てに期末手当、勤勉手当として両方合わせたもので、ここに計上しております。また、会計年度職員につきま

しては、フルタイム会計年度職員は期末手当のみ、パートタイム会計年度職員も期末手当のみという考えで、勤勉手当は支給されていないのが実情でございます。

議員さんの賞与も、どちらかに片方で期末勤勉を含めた率で、期末手当で支給されているということで、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

他に質問ありますか。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 11番かな、積立基金のことなんですが、森林環境整備基金というのがありますよね。実は私もうちの山の役員やっているんですが、この森林環境整備基金、この基金についてどのようなところまで利用出来るのか、それが一つ。

それと、この基金残高というのは累計でどの位になっているか。

この2点お願いします。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 森林環境整備基金というのは、森林環境の環境譲与税で来ていますけれども、その分を産業建設課さんのほうでやっている森林整備ありますよね。そこに回して、その余り分をここに積んでいるということです。

基金残高につきましては森林環境整備基金、4年度末で315万6,000円ということになります。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） これは余ったということで理解していいのかなとは思いますが、これは災害等にも使えるのでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 森林整備ということですので、災害というところにも使えないことはないんですけども、基本的には森林保全という形での使い勝手ということになります。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ございますか。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） それでは、伺います。一つが地籍調査費について、そして次が住宅建設費ということで、37ページと39ページです。

まず地籍調査費なんですけれども、これについては費用で50万円、委託料が払わなかったということで、少なくなったということで、減額補正になるんでしょうけれども、これについてどこまで地籍調査が今現在進んでいて、まだ今年度終わっていませんけれども、見通しとしてですね。

それと、この地籍調査をやった上で増税にはなっているんでしょうけれども、色々な面で問題が出て来ていると思うんですよね。そういう問題点があるのか伺います。

それと、住宅建設費なんですけれども、これまだ今年度終わっていないので、履行期限がこれ末になると思うんですけれども、履行期限は終わっていないから、全く分からないのかどうか分かりませんが、どの位の進捗でやっているのか、それを伺います。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 私のほうから、地籍調査に関わる進捗状況についてご報告させていただきます。

地籍調査、令和4年度末、今年度末、ある程度見込みにはなるんですけれども、事業費ベースでは56.86%、面積ベースでは63.08%となっております。地区で申し上げますと、今年度、瑞沢方面から順番に進めておりまして、上之郷と下之郷の一部までが完了する予定となっております。

それで、このままの事業費の1億円ベースでいきますと、完了は令和12年を今のところは見込んでおります。

そして、問題点等でございますけれども、やはり立会いをやらないと地籍確定しませんので、その相続のほう而立会いへ来ていただけないというのが大きな課題だと捉えております。以上です。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 住宅建設についてなんですけれども、進捗率ということで、現段階では現地の測量も終わったということで、今面積計算だとか区画割り、あるいは道路とか排水路の設計を進めているところなんですけれども、区画割りを進める中で大体区画を割って来たんですけれども、1区画当たりの面積をおおむね60坪程度として25区画が取れるように、今、区画割りをしておりますので、今後、道路排水がその区画割りにうまく合ってくるのかというところを検証しながら進めて、最終的な設計ということにしたいと思っています。

○議長（田邊明佳君） 小川議員。

○3番（小川清隆君） それでは、地籍調査については56%事業が終わり、面積が63%位ということであります。完了がまた令和12年ということでした。

これで、問題の中で相続とかそういうの出て来ると思うんですけども、農業、土地、田んぼ水田、農地、これについての、人がいなくなったりとか、遠くに出た人、例えばどこかに移転してしまった、またそれを売ったんだけど、仮登記になっていると。そういうときの面積というのは、どの位あるのか分かったら伺います。

それとあと、地籍調査をやることによって公共の道路、そういうものが田んぼの中に入っていたりとか、とんでもないところにあったりとかするわけですね。地域の住民もそれ分からなくて、今回の地籍調査によって初めて分かったというようなことが出て来た場合に、町としての対応、こういうのはどうしているのかということをご伺います。

それと、住宅建設費、これについては測量は終わったということで、面積、区画、これやっているということで、事業内容にしてはきちんと履行はされているんだと思いますけれども、ただ一点お伺いしたいのが、測量が終わりました、地籍、面積、今度、図面といったときに、近隣住民、また、地権者ももとよりですけども、そのきちんと地権者との交渉じゃないけれども、それがどこまで進んできちんと出来たのか、近隣のやつ、前に伺ったときには、それは区長さんのほうに何か後で話すようなことであつたんですけども、今はその区長さんとか川島区、これとのどういう形になっているのか、こちらを伺います。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 地権者のほうですけども、こちらについては測量に入ることでお話をさせていただき、全ての方から了解を得ているということでございます。近隣、周りの人たちにもお話をさせてもらった中で、そちらも了解を得ているというところでございます。

そして川島区の住民への周知ということですけども、区長さんとお話をさせていただきました。調査設計を行う旨の通知文を区長さん宛て、川島区宛てに出させてもらいました。区民への周知については、区長さんのほうで時期を見て、区長さんのほうからお話をさせていただけるということであつたので、タイミングもあろうかと思っておりますので、その辺は区長さんにお任せしているという状況でございます。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 地籍調査について、仮登記とかで地権者が見つからない筆数というか面積なんですけれども、それに限らず戸籍で相続、地権者を調べているんですけれ

ども、その辺で見つからなくて、筆界未定になったパーセント、割合なんですけれども、大体全体の例えば大上ですと3%とか、妙楽寺でも6%、10%以下の割合で筆界未定、境界が見つからない、確定出来ないという割合になっております。

その中で、もう一つ質問のありましたなかに、道路を占用したり、反対に町が、道路が入っていたり、道路を占用されていたりということについては、その都度、その地権者のほうに出向いて町に寄附をしてもらうようなことで進めております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小川議員。

○3番（小川清隆君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

最初に言った住宅建設費ですけれども、住民の理解も得ているということであれば、これは話が、当初私が去年言ったのと大分変わっていますので、こちらについてはあくまでも住民がやっぱり住んでいる方は、周りの人だって、その住宅には住まないかもしれないけれども、それはきちんとした説明なり対応をしていかないと、今後色んな問題が出て来ると、そのときになってからじゃ遅いこともいっぱいあるわけですから、そこも踏まえてやっていただきたいと思います。

あと、地籍調査について、内容は分かりました。意外ともっと多いのかなと思ったら、3%、6%ということで、少なかったんだなというのは思いました。

それと、地籍調査することによって、私、個人というわけじゃないんですけれども、私の土地は関係ないんですけれども、実は用水路が赤道、公衆道路があって用水路がある。その用水路が破損してしまって、それが田んぼを洗い流してしまって、実質どう見ても田んぼがない、そこはもう堰みたいになっているというような場所もあるわけですね。そのときは、もし分かった場合は、町としての道路もなくなっているわけで、用水路もはっきりしないと。そうした場合にこの対応なんていうのは、今後考えていくんでしょうけれども、どのように思うのか、それを伺います。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設興長（大塚晃司君） 青道、赤道の管理につきましては、基本的に町が全て出来ればいいんですけれども、山の奥とか、色んな条件がございます、ふだん使われていないようなところまで町が管理するということはちょっと不可能なことでありますので、ある程度ちょっとケース・バイ・ケースになってしまうんですけれども、ご相談させていただいて、現地確認をさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありませんか。

中村議員。

○11番（中村 勇君） これ聞いたかどうか忘れてしまったので、ちょっと聞きたいんですけども、町制施行40周年のバッジなんですけど、これは全員に配るんですけど。それとも毎戸一つでしたかしら。たったこんなことですけども。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 記念のバッジにつきましては、改めて全戸配布だとか、全員に配るといことは今のところ予定はしておりませんが、職員について、あるいは実行委員会の方々にはお配りしたいと思っておりますが、職員とか、あと実行委員さんの傘下にある各団体とかは、希望でお買い求めいただくということで予定しております。今のところつかんでいるところでは、600以上のご希望があるということではあります。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 令和4年度睦沢町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第10、議案第14号 令和4年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

小高健康保険課長。

○健康保険課長(小高俊一君) 議案第14号 令和4年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、補正額518万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億4,328万2,000円とするものです。

主要内容について、歳出からご説明いたします。

1款総務費は、給与改定による人件費を増額いたしました。

2款保険給付費は、診療報酬に係る審査支払手数料実績見込みにより増額いたしました。

6款基金積立金は、令和3年度からの繰越金の一部を財政調整積立基金に積立てをいたします。

8款諸支出金は、令和3年度の精算による一般会計繰出金を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

4款県支出金は、特別交付金の努力支援分及び都道府県繰入金での実績見込みによる減額が主な要因です。

6款繰入金は、保険基盤安定に係る保険税軽減対象者及び未就学児均等割保険税繰入金の実績見込みにより加減いたしました。

7款繰越金は、令和3年度からの繰越金を追加いたしました。

8款諸収入は、保険税滞納者からの延滞金及び保険者間調整により、医療給付に係る返納金を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

丸山克雄議員。

○5番(丸山克雄君) 6ページです。歳入のところで減額の126万8,000円の保険者努力支援分が減っていますね。これは要するに、町がそんなに頑張らなかったから、インセンティブ

を減らしますよと、そういった内容のものなんですか。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） ただいまご質問のありました保険者努力支援分ですけれども、こちらにつきましては、今まででいえば、実施すればインセンティブがついていたものが、実績がなければインセンティブがつかないように少し歳入の計算方式が変わって来た関係で、減額のほうをさせていただきました。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 令和4年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第11、議案第15号 令和4年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 議案第15号 令和4年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補

正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、補正額577万4,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ7,161万7,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

3款特定地域生活排水処理事業費は、新規合併処理浄化槽の設置基数を15基と計上しておりましたが、今年度の実績で11基にとどまったことから、4基分を減額いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

新規合併処理浄化槽の設置基数が当初見込みより減少したことから、1款分担金及び負担金、3款国庫支出金、6款繰入金、9款町債をそれぞれ減額いたしました。

7款繰越金は令和3年度の額の確定により増額いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号 令和4年度陸沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第12、議案第16号 令和4年度陸沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

小高健康保険課長。

○健康保険課長(小高俊一君) 議案第16号 令和4年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、補正額1,647万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億7,022万2,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

1款総務費は、給与改定による人件費を増額いたしました。

2款保険給付費及び3款地域支援事業費は、実績見込みから加減いたしました。

4款基金積立金は、令和3年度からの繰越金の一部を介護保険給付費準備基金に積立てをいたしました。

5款諸支出金は、令和3年度の精算による一般会計繰出金を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

3款国庫支出金から5款県支出金及び8款1項一般会計繰入金は、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みにより、それぞれ負担割合に応じ減額いたしました。

8款2項基金繰入金は、歳出の決算見込みから減額いたしました。

9款繰越金は、令和3年度からの繰越金を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長(田邊明佳君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号 令和4年度陸沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第13、議案第17号 令和4年度陸沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 議案第17号 令和4年度陸沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、補正額135万4,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1億2,046万7,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

1 款総務費は、給与改定による人件費を増額いたしました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料及び保険基盤安定負担金を実績見込みにより減額いたしました。

4 款諸支出金は、令和3年度の精算による一般会計繰出金を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料及び3 款繰入金は、実績見込みにより減額いたしました。

4 款繰越金は、令和3年度からの繰越金を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） この中の7ページに中段に2項徴収費というのがありますけれども、この徴収費の101万円というのは、これはどこに支払うものですか。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） ただいまの2項の徴収費ですけれども、こちら徴収に係る事務の支出金ということで、郵券代やそういったものに充てるもので、その徴収に係るシステム費とか郵券代になります。

また、今回減額補正させていただきました理由ですけれども、4,000円減額しておるんですけれども、この4,000円分については、歳入のほうの5款諸収入において、後期高齢者広域連合からの賦課徴収票作成等業務委託料のほうが見込みより4,000円多く入って来たことから、一般会計で負担する分を4,000円減額したものによる理由となっております。

○議長（田邊明佳君） 久我議員。

○6番（久我真澄君） 今、徴収費の説明いただいたわけなんですけれども、これは一般管理費の中に入れては都合が悪いものなんですか。

以上。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） ただいまの一般管理費の中に徴収費も含めたらどうかというお話があったんですけれども、国民健康保険会計、介護会計ともにそれぞれ一般管理部分の資格の管理の部分と徴収の部分、分けての予算作成としておりますので、後期高齢者の会計につきましても、資格の管理する部分と徴収する部分を分けて予算立てさせていただいております。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

他に質疑はありますか。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 今のところですが、数値的な記載はこれでよろしいですか。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） ただいま徴収費のところよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○健康保険課長（小高俊一君） 徴収費のほうですけれども、全体で4,000円減額になっていまして、その4,000円減額になったところで……

〔「4,000円減額になっていないよ」「財源更正」の声あり〕

○健康保険課長（小高俊一君） 財源更正によりまして、補正額のほうは同じなんですけれども一般財源が4,000円減額になっておりまして、その他が4,000円増えているんですけれども、そのその他というのが、後期高齢者広域連合が負担する部分が4,000円増えたということで、予算額について、補正額についてはゼロという形になっています。

○議長（田邊明佳君） 酒井議員。

○4番（酒井康雄君） ちょっと私もここへ隠れている部分があるんじゃないかなという気がするんですよ。つまり、徴収費101万3,000円ですよ。そのほかにこの項目の中にあるんですかね、1だけじゃなくて。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 今ご指摘のあったとおり、101万3,000円で下が101万4,000円になっているんですけれども、もう1,000円分滞納処分費ということで隠れている予算がありますので、補正予算書にはその滞納処分費の1,000円のほうに記載されていないような形となっております。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号 令和4年度陸沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第22号の一括上程、説明

○議長（田邊明佳君） 日程第14、議案第18号 令和5年度睦沢町一般会計予算から日程第18、議案第22号 令和5年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの5議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、令和5年度睦沢町一般会計予算並びに4特別会計予算のご審議をいただくに当たり、提案理由のご説明を申し上げます。

地球温暖化による気候変動は、我々の生活や生態系に様々な影響を与えています。我が国でも大雨や短時間の強い雨の発生頻度が増加していることに加え、強い台風の増加や猛暑日、熱帯夜の日数の増加などが現れております。

また、2月6日トルコ南部のシリア国境近くで起きた大地震では、5万人以上が亡くなるという東日本大震災を経験した我々には衝撃的なものでありました。一日も早い復興を願うところでございます。

世界共通の目標であるSDGsは、社会、経済、環境に密接に関係し合っているとしており、本町でも広範な課題解決に統合的に取り組むことで、持続可能な社会の実現に向けた一助になれるよう鋭意努力して参る所存であります。

さて、我が国の経済は、長引く新型コロナウイルス感染症による影響に加え、世界情勢が不安定の中、景気の減速や物価高の影響が懸念されるとともに、供給面での制約等によるリスクにも十分注意する必要がある、引き続き社会経済情勢を注視していかなければなりません。

このような中で、本町では新たに生じる行政需要に対して十分なサービスの提供を行う財政的な余裕は乏しいなど、厳しい環境にあります。

なお、新型コロナウイルス感染症の位置付けが令和5年5月8日から5類感染症に位置付けられる見込みですが、町としては引き続き新型コロナウイルス感染症への対応に取り組む

とともに、決算審査委員会の指摘要望事項に対応しつつ、将来を見据えた課題にも的確に対応出来るよう、令和5年度の予算については、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「今も未来も「いろんな笑顔であふれるまち」むつざわ」の実現を目指し、予算編成を行いました。

初めに、指摘要望事項への対応として、一つ目の「新型コロナウイルス感染症の影響等により、経済の先行きは不透明である。町税について、人口減少や高齢化による今後の減少を考慮すると、自主財源としてふるさと納税は重要であり、その確保に努められたい」に対する対応として、ご協力をいただいている生産者等の皆様には、より多くの返礼品の提供や生産者価格の見直しなどの検討をお願いしたいと考えており、ご協力が得られることを考慮して、前年度から約1.7倍の6,000万円の寄附金を見込みました。

また、自主財源の確保は大変重要なことと認識しており、その中でも大きな割合を示す地方税、町税への対応には町の人口減少の抑制が必要となることから、若者定住促進基金を充当し、川島地先へ住宅分譲地の建設を行います。

2点目の「世界情勢の変動は、農業においても大きな影響を及ぼしている。農家の負担を少しでも減らせるよう、肥料を含めた農業資材の高騰に対応するなど、持続可能な農業対策に努められたい」に対する対応といたしまして、国の令和4年度補正予算において交付された地方交付税（総合経済対策事業分）を充当し、令和4年度一般会計補正予算（第6号）に計上した肥料等価格高騰対策支援金及びエネルギー価格高騰緊急対策支援金を繰越明許し、令和5年度において支援を行い、農家や商工業者の負担軽減を図ります。

そして、3点目の「町の公共施設である総合運動公園は老朽化が進み、今後多額な改修費が必要と見込まれる。厳しい財政状況の中ではあるが、利用者の安全を第一に施設の総点検を行い、通常予算とは別に優先順位をつけて計画的な整備をされたい」に対する対応といたしまして、令和4年度一般会計補正予算（第5号）において体育館アリーナのつり天井の改修及び照明について、法令等に従った安全面と環境面からの改修のための調査設計を実施し、令和5年度予算には改修工事費を計上いたしました。あわせて、施設内の水道漏水箇所の修繕費を計上いたしました。

今後、屋外の照明設備や多目的広場の芝生の張り替えなどの改修が見込まれますが、町の財政状況を勘案した中で、順次計画を立てていきたいと考えております。

続いて、4点目の「こども園及び放課後児童クラブの運営については職員等の離職が多く、運営に支障を来しかねない。世帯の核家族化や転入者が増加している状況を鑑み、増加する

保育ニーズへの対応及び保育教諭の働き方改革、さらには保育料や利用料の検討を含め、子育て世代が公平公正に利用出来るよう早期に改善されたい」に対する対応といたしまして、人材確保については、これまで以上にハローワークや町広報を通じて募集を継続するとともに、人とのつながりの中でのご紹介等による人員の確保を推進いたしたいと思っております。

こども園の人員不足によるゼロ歳児の入園が困難になっていることについては、保護者に丁寧な説明をさせていただいた上で、育児休暇等の延長が可能となる方などは入園を保留にさせていただいておりますが、人員確保が出来た場合には速やかに入園手続が取れるように努めます。

また、保育教諭の働き方改革については、4年度中にアンケート調査を行っておりますので、5年度は事務の改善に努めて参ります。あわせて保育料、利用料における見直しの検討を行います。

放課後児童クラブの支援員等の処遇改善については、報酬を増額し、利用者負担額の見直しも行い、令和5年度から導入いたします。また、土曜日利用については、人員確保が出来るまでの間、休止をすることになりますが、人員確保が出来た場合には速やかな再開に努めます。

5点目であります「国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収入未済額について、特別会計は独立採算が原則であることから、効率的・効果的に事務事業の執行を行い、保険事業の安定運営のため引き続き収納率の向上に努められたい」に対する対応といたしまして、コンビニ納付やスマホ決済の導入により町民の利便性の向上を図るとともに、納め忘れのないよう口座振替による収納の推進を図ります。また、引き続き早期の滞納整理に努めて参ります。

以上が決算審査委員会からの指摘要望事項への対応となります。

続きまして、町制施行40周年記念事業について申し上げます。

本年4月1日には、昭和58年に町制が施行され40周年を迎えることとなります。先人が歩んだ本町への思いをしのぶとともに、その業績に対し敬意と感謝を込めて、令和5年度は町制施行40周年記念の年として、町民の皆様とともにお祝いをさせていただきます。10年ぶりとなるむつざわふるさとまつりを始め、各種記念事業を計画させていただいておりますので、令和5年度が睦沢町民にとって健康で笑顔に満ちた素晴らしい年となりますことを心からご祈念申し上げます。

続きまして、予算編成に当たって町の財政状況を申し上げます。

財政の健全化を示す健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回り、数値的には健全財政を堅持しております。しかし、今後の学校建設や施設の老朽化に対応するための計画的な積立てが必要であり、また特別会計への繰出金についても今後大きく減額される要因は少ないことから、依然として厳しい財政状況が続くものと考えております。

以上のことを踏まえ、令和5年度予算編成については、令和3年度決算審査における指摘要望事項を考慮した上で、限られた財源の中で枠配分方式による予算編成を行いました。

最初に、議案第18号 令和5年度睦沢町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算の総額は、前年度と比較して2億1,000万円増額の36億8,700万円で、前年度比6.0%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款町税では、町民税のコロナ禍による所得の減少は少ないものと見込んでいることに加え、固定資産税では、土地について地籍調査完了地区の微増を見込みました。たばこ税では、増税の影響による増額を考慮し、町税全体では前年度比0.9%増の7億4,143万7,000円を計上いたしました。

2款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金までは、前年度の決算見込み及び国・県からの情報を基にそれぞれ計上いたしました。

14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料の増額は、かずさ有機センター運営について、指定管理者の指定期間が終了することに伴い、一宮町と共同による直営事業として実施するため、一宮町からの負担金及び酪農家からのふん尿受入れに関わる使用料を計上したことによるものが主な要因であります。

16款国庫支出金の減額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減が主な要因であります。

17款県支出金の増額は、国民健康保険税の税率見直しに伴う健康保険基盤安定負担金及び新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の増が主な要因であります。

18款財産収入は、若者定住型賃貸住宅（リバーサイドタウン）1棟の売払い見込みにより増額いたしました。リバーサイドタウンについては、引き続き入居者への譲渡、売払いを促進して参ります。

19款寄附金は、ふるさと納税についてポータルサイトの追加や生産者等のご協力による寄附金額の増額を見込みました。

20款繰入金の増額は、若者定住型住宅分譲地建設事業に充当する若者定住促進基金繰入金

及び財政調整積立基金繰入金の増が主な要因であります。

22款諸収入の減額は、北山田区民センター改築の終了に伴うコミュニティセンター助成金の減、小・中学校における第3子以降の給食費無償化に伴う学校給食費の減が主な要因であります。

23款町債の増額は、消防債において県の防災行政無線再整備に関わる工事負担金に緊急防災・減災事業債の充当、教育債において中学校体育館の特定天井改修工事に文教施設整備事業債を充当したことが主な要因であります。

次に、歳出については、決算審査委員会からの指摘要望事項への対応項目以外についてご説明させていただきます。

第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策分野、主要施策の実現に向けて予算計上をいたしました。

1点目の「健康—暮らしや交流が健康につながるまちづくり—」では、むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷が健康を始めとする産業・防災・観光等の拠点として、これからも継続的に発展出来るよう、引き続き官民連携により推進いたします。

高齢者在宅福祉事業では、在宅高齢者に対し、緊急通報装置による見守りや調理が困難な高齢者にお弁当を提供し、高齢者の不安の解消を図ります。また、介護用品の支給により介護者の負担軽減を図ることにより、住み慣れた地域社会の中で安心して生活出来るよう支援をいたします。

自立支援給付及び障害児通所給付事業では、グループホーム入居者や未就学児を対象とした児童発達支援を利用する障害児の増加に対応するための予算を確保し、障害者に対し多様な障害福祉サービスを提供するとともに、障害児の通所支援を行い、障害者福祉の向上を図ります。

予防事務では、生涯を健康で安心して住み続けられるまちづくりを基本理念とした健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画を見直し、町民一人一人の健康の実現を目指し、また胃ガン検診にピロリ菌検査を導入し、早期発見・早期治療を促し、胃ガン発生リスクの軽減を図ります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業では、ハイリスクアプローチとして、糖尿病の重症化予防に加え腎臓病のハイリスク者を抽出し、医療機関と連携して重症化予防に取り組みます。また、ポピュレーションアプローチでは、健康体操教室を2教室から3教室へ拡充する等、高齢者の医療及び健康課題を踏まえた総合的なフレイル予防の充実を図り、高齢者

が住み慣れた地域で健康的な生活が送れるよう、一人一人に対し継続的に切れ目のないきめ細やかな事業を計画的に展開して参ります。

2点目であります「子育て・教育—健康な成長の循環を生み出すまちぐるみでの子育て・教育の推進—」では、子ども・子育て支援対策事業において子ども・子育て会議を開催し、子育て支援に関する事業の評価を行うとともに、関係機関と連携した施策の推進を図ります。

また、第3期子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎資料として、子育て支援に関する生活実態や要望等についてのアンケート調査を実施するとともに、妊娠期から出産、子育てまで一貫して相談に応じることで、様々なニーズに即した伴走型の相談支援の充実と妊娠時等準備金による経済的支援を行います。

子ども医療対策事業では、子育て世代の負担軽減を図るため、高校生までを対象とした医療費の一部を引き続き助成いたします。

教育委員会では、第2次陸沢町教育大綱と第2期教育振興基本計画に沿った園小中一貫教育校の促進を図ります。また、小・中学校の水泳授業における施設利用の拡充を行い、生徒・児童の健全な成長を図ります。

学校給食では、第3子以降の学校給食無償化事業に取り組み、多子世帯の経済的負担軽減を図ります。

中学校では、学校での学習及び生活環境の整備の充実を図るとともに、体育館の天井が特定天井、いわゆるつり天井となっていることから、LED照明と併せた改修を実施し、安全で安心な環境を整えます。

公民館イベント事業では、ふるさと芸能発表会や創作美術展を実施するとともに、町制施行40周年記念イベントとしてふれあいコンサート等を実施し、町民に文化、芸術、音楽を鑑賞する機会を提供いたします。

3点目であります「しごと—まちのポテンシャルを活かした多様な働き方・まちとの関わり方の創出—」では、農地・農村振興において、農業がこれからも継続的に発展出来るよう、地域のポテンシャルや新たな技術等を活用した経営基盤の強化等に意欲的に取り組む農業者を支援いたします。また、ふるさと納税を活用した地域資源のPRや地域の活性化を図るため、地場産品の開発、改良に対する費用の一部を助成いたします。

農業委員会では、地域が目指すべき将来の農地集約化に重点を置いた農地利用の姿の検討及び農地利用者の明確化を図ることを目的に、農業を担う者ごとに利用する農地等を定めるための目標地図の素案を作成いたします。また、制作中の土地利用計画及び企業誘致条例に

基づく企業誘致を推進するとともに、産業基本条例に基づく農商工連携等による地域の経済の循環、雇用の拡大に努めます。

4点目の「くらし一町民の豊かな暮らしを支える基盤づくり」では、みどりの広場の令和6年度全面供用開始に向けた整備を進めるとともに、令和5年度中に町民の皆様を限定とした開放期間を設け、健康づくりの場、子どもの遊び場、憩いの場としてご利用いただけるよう準備を進めて参ります。

若者定住型住宅分譲地建設事業では、人口減少対策として、若者、子育て世代の移住・定住の受皿となる住宅地の分譲に向け、整備を行います。

地デジ難視対策では、設備の老朽化に伴い計画的に更新を実施して参ります。

交通安全対策事業では、通学路に指定されている町道上市場関戸線について、児童・生徒の安全を確保するため、歩道整備と併せた道路改良を実施いたします。また、道路メンテナンス事業では、橋梁長寿命化計画に基づき計画的に町内インフラの維持管理を図ります。

災害対策としては、継続して防災アプリの普及に努めるとともに、町制施行40周年記念イベントとして防災訓練を拡充した防災フェアを開催いたします。

以上、一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第19号 令和5年度睦沢町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民健康保険制度は、国民皆保険の要であり、地域医療の確保や被保険者の健康保持増進のため、県と町の役割分担による運営、さらに公的な財政支援の拡充により財政運営の安定化が図られて参りました。

しかしながら、本町においては被保険者数が減少している中で、中高年齢者が多く加入しており、1人当たりの医療費が高くなることから、県に納める事業費納付金も増となっており、前年度の税率では財政運営が困難となったことから、本定例会に議案として税率の改正について提出させていただき、予算編成をいたしました。

本予算の総額は、前年度と比較して6,846万円増額の11億30万1,000円で、前年度比6.6%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税は、被保険者数は減少傾向にありますが、税率の見直しにより増額を見込みました。なお、保険税全体では、前年度比12.3%増の1億8,291万円を計上いたしました。

4 款県支出金は、保険給付費及び保健事業費に充当され、過去の保険給付費実績及び療養給付費の伸びを見込み、増額いたしました。

6 款繰入金は、保険税率の見直しにより 1 項他会計繰入金は保険税軽減補填分の保険基盤安定繰入金を増額し、2 項基金繰入金では減額をいたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、国民健康保険事業の運営に関わる経費として、人件費、徴収費、運営協議会費等を計上いたしました。

2 款保険給付費は、被保険者数は減少しておりますが、1 人当たり給付費が伸びていることから、近年における医療費の動向などを考慮し、増額をいたしました。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県全体の保険給付費を市町村ごとの被保険者数及び所得水準、医療費水準を基に県が算定した額を納付するもので、増額で計上をいたしました。

5 款保健事業費は、特定健康診査の受診率向上対策として、AI による受診勧奨事業を引き続き実施するとともに、保険者が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るためのデータヘルス計画を策定いたします。また、各種健康教室では、生活習慣病予防と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を踏まえたフレイル予防の取組の充実を図ります。

今後も先進予防型のまちづくり実現のため、必要な保健事業を行うことにより、健康保持と疾病の早期発見、早期治療を目指すとともに、医療給付の適正化を図って参ります。

以上、国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第20号 令和5年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算については、農業集落排水施設の維持管理と特定地域生活排水処理事業により設置した合併処理浄化槽の維持管理及び新規合併処理浄化槽設置工事費を見込み、予算総額は令和4年度と比較して447万3,000円増額の8,070万8,000円で、前年度比5.9%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、3 款国庫支出金、4 款県支出金につきましては、新規合併処理浄化槽の設置基数を、これまでの実績等により見込んだ15基分の受益者分担金及び国・県からの補助金を計上いたしました。

2 款使用料及び手数料は、久保・北部地区の農業集落排水施設使用料と、令和4年度までに特定地域生活排水処理事業で設置した合併処理浄化槽の使用料で、2,073万9,000円を計上

いたしました。

6款繰入金は、一般会計からの繰入金、9款町債は特定地域生活排水処理事業に関わる起債借入金を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、職員1名分の給与及び負担金、公課費を計上、2款農業集落排水事業費は、農業集落排水施設の管理費を計上いたしました。

3款特定地域生活排水処理事業費は、1項施設管理費では、合併処理浄化槽441基分の保守点検及び法定検査に関わる手数料や汚泥の処理料等の維持管理費、2項事業費では、新規合併処理浄化槽15基分の工事に関わるもので、合わせて3,350万8,000円を計上いたしました。

4款公債費は、両事業の起債借入れに関わる償還金を計上いたしました。

今後も生活環境の改善と公衆衛生の向上に努めて参ります。

以上、農業集落排水事業特別会計予算の概要についてご説明をいたしました。

続きまして、議案第21号 令和5年度睦沢町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行を背景に、介護を社会全体で支えることを目的として創設され、介護を必要とする高齢者やその家族を支える制度として定着しております。令和5年度は、第8期介護保険事業計画に基づき前年度の決算見込みを勘案し、要介護認定者数、サービス利用者数の見込みから予算編成をいたしました。

本予算の総額は、前年度と比較して684万2,000円減額の8億2,957万1,000円で、前年度比0.8%の減となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款保険料は、被保険者数全体では減少傾向にありますが、65歳到達による新たな第1号被保険者に所得段階が高い方がいることから増額を見込みました。なお、保険料全体では、前年度比1.3%増の1億7,208万3,000円を計上いたしました。

3款から5款の国県支出金、支払基金交付金及び8款1項一般会計繰入金は、介護給付費及び地域支援事業費の保険給付見込み等からそれぞれの負担割合により減額で計上し、8款2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金を前年度より減額で計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、介護保険事業の運営に関わる経費として、人件費、徴収費、認定調査費等を計上いたしました。また、1項総務管理費では、令和6年度から令和8年度の次期第9期

介護保険事業計画の策定に関する予算を見込み、計上いたしました。

2款保険給付費は、要支援・要介護認定者数の推移及び居宅サービス、施設サービス等の動向による給付状況を勘案して、減額で計上いたしました。

3款地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業において、ミニデイサービスを介護保険の通所サービスとして提供して参ります。包括的支援事業では、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの運営経費等を計上いたしました。

高齢化が進む中で、今後も保健事業と介護予防の一体的実施事業と併せて、地域の中で居場所や役割を持ちながら、高齢者が可能な限り自立した生活が営めるよう取り組んで参ります。

以上、介護保険特別会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

最後になりますが、議案第22号 令和5年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える仕組みではありますが、少子高齢化の進展や高度な医療の普及、そして団塊の世代が75歳到達により後期高齢者となり、医療費の増大とともに、現役世代の負担増が見込まれています。

千葉県後期高齢者医療広域連合の保険料率は令和4年度から据置きとなっておりますが、本町では令和5年度被保険者数の増を主な要因として、予算編成をいたしました。

本予算の総額は、前年度と比較して384万5,000円増額の1億2,778万5,000円で、前年度比3.1%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、被保険者数の推移から増額を見込みました。なお、保険料全体では、前年度比4.9%増の9,278万7,000円を計上いたしました。

2款繰入金は、人件費及び保健事業費等の事務費分と保険料軽減補填分の保険基盤安定に関わる繰入金を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、後期高齢者医療事業の運営に関わる経費として、主に人件費及び徴収費を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収いたします保険料と保険基盤安定負担金を計上いたしました。

3款保健事業費は、被保険者の健康保持増進につなげるため、人間ドック費用の補助を継

続し、実績見込みから増額いたしました。

後期高齢者の保健事業として、長年社会に貢献されて来た高齢者の健康づくりのため、健康診査や健康教育と併せて、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業など一体的に取り組んで参ります。

以上、後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和5年度一般会計並びに4特別会計予算の概要についてご説明とさせていただきます。

なお、各事務事業の詳細については、機会をいただきましたら担当課長等からご説明をさせていただきますと存じます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました議案第18号から議案第22号までの5議案の取扱いについてお諮りいたします。

議案第18号から議案第22号までの5議案は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第22号までの5議案については、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第18号から議案第22号までの5議案に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第22号までの5議案に関する総括質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

◎休会の件

○議長（田邊明佳君） 日程第19、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日4日、5日は休日のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、明日4日から5日までの2日間は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（田邊明佳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月6日は定刻午前9時に開会いたしますのでご参集ください。

本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午後 2時47分）